

津藩史稿 第九卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

第二十三節 皇室崇礼

第二十四節 講学

第二十五節 薨去

第二十六節 逸事

1 武略

2 気焰赫烈

3 節儉及理財

4 統御

5 報恩

6 公明

7 献替

8 文藻

9
雜
事

第二十三節 皇室崇礼

高虎が東福門院入内の事に斡旋せし顛末は既記の如し。高虎の晩年は家康父子の顧問として、幕府の基礎建設に尽力すると共に、他の一面に於て皇室を崇敬して陰に之れを擁護するに努めたり。其の事蹟は既に湮没して不明に歸せしが、塩谷世弘建白書の一節に云く。

大阪御陣の後 権現様御前に於て天海申

上候は 当時数百年の大乱を御平げ被遊

御武運無疆にあらせらるへき事は勿論

に御座候 此上禁裡并に公卿方を伊勢へ

移させられ 大神宮の神主に被為成候へ
は 自然將軍家は天子同様の御勢に可成
と申上候へは 藤堂高虎朝臣被申候は
以ての外の儀に候 天朝を御羽翼被為遊
候てこそ諸大名も屈服し 万民仰望仕候
儀に御座候 若し天海申上候様に被為成
候へは 禁庭を御廃し遊はされ候を名号
と仕り 諸大名忽ち蜂起し 再天下大乱
の基と可相成と被申上候へは 至極なり
と上意にて天海を厳しく御叱り被遊候由
御代々様にては権現様御趣意を御守被
遊天朝を神明の如く御崇ひ被遊候間 四

海安泰にて武家始まり候以来珍らしき升
平の御世と相成候儀と奉存候……

昭代記に之れを漢訳して云く。

高虎軀幹雄偉膂力絶倫性勇邁饒智略……
独烈祖知其才甚推重之前大將軍重加寵敬
焉有事必咨謀及之僧天海一日啓曰今諸侯
順從天下無事若使遷皇居於伊勢公卿百官
一奉大廟祭祀為職則天子如神祇伯而幕府
之尊自与天朝侔矣高虎曰不可鉅藩宿將悉
屈于幕府者以其能尊王室重名器以得万姓
之心也如使天子如神祇伯則諸侯將以此為
名争起兵以問侮蔑天朝之罪是大乱之基也

烈祖深然其言

此の事、藩の成史、記録、留書の類には一も記載するものなし。蓋し高虎は居常其の機密に参せし事件に付ては之れを親近の臣従にも漏らせしことなしといへは、藩の公書、私記にも此の事を逸せしなるべし。高虎寛永六年十二月禁中へ使者を奉り、歳暮の嘉儀を述ぶ。其の進献物品は、禁裡へ御衣代金一枚、塩鯛三十枚、南都酒五樽、女院御所へ御衣代金一枚、生雁十及南都酒なりき。之れに付て近衛信尋より答書あり。

為御歳暮祝儀使札并如目錄種々送給珍重

候 院御所 女院御所へも如目錄令批露
候御返事とも候間即進し候先度玄仲罷上
候折節以愚札申入候相届候哉 御讓位俄
之様候間両御所之御気嫌も如何と案し候
処懇の御返事にて爰許大慶此時に能折節
の御使にて御気嫌不斜候かしく

先可申進□以そくさいに候哉御ゆかし
く候猶来春従是可申候

十二廿九日 花押

藤泉州

書中にいふ所の御讓位とは、後水尾天皇が幕
府の措置に逆鱗あらせられ、突如として皇女

明正天皇に御讓位あらせらるへく予告せられたるを指す。女院御所とは即ち東福門院にして、両御所とあるは秀忠、家光なり。玄仲の何人なるか、如何なる消息を齎し来りしなるかは明ならず。随うて朝幕の扨格に付て高虎が關係の程度如何も亦知るべからず。扱此の進献は後代の定例となりて、毎年十二月中澣、中流以上の藩士二人を正副使節として上京進献せしめ、之れを称して臘儀進献といへり。第二代高次、第三代高久に至りては、此外吉凶毎に修礼進献せしこと頗る頻繁なりしが、それ等は後代に廃絶し、臘儀進献とても一時

中絶せしこともなきにあらざれど、文化時代に至りて高兌之れを復興せり。抑も高虎が此の如く皇室に接近するに至りしは、近衛家との親交によりて便宜を得たりしことは明なれど、其の近衛家と親交を通ぜし起源に至りては明了ならず。一説には高虎が旧主浅井氏の所縁によりて藤原氏を称し、近衛家を本宗として親交を通するに至りしに由るともいひ、或は又近衛信尋と親み深くして親族の如く、同家より一門に準ぜられて、為めに中原を改めて藤原氏を称せりとも伝ふ。其の親交の程度に付ては玉置覚書の記する所次の如し。

…其以前近衛様右大臣の時江戸へ御下
向あそはし御やしきへ入御深更に及ふま
で御座ならせられ候事度々也 一とせ御
参宮の時古厩駅まで御迎に御出御同道に
て御城中へ入らせられ御下向の時も御城
中へ入御御一宿あそはし候近衛様の御殿
及大破候時新造に被仰付被進候京の棟梁
共に入札被仰付うけ取に仕り小判三千五
百両被進之候 初中後御懇志御通じの事
三宅亡羊相務被申候と横浜内記委しく語
り申候

高虎が近衛家の邸宅改築を措弁せし点に付て

は、他に傍証とすへき記録なきも、此の記事は決して無根にあらざるべし。信尋が津城に信宿せしは寛永元年二月にして、当時接待の

■⁽⁴⁾ 状況は左の記事能く委曲を悉くせり。

寛永元甲子年中春下旬近衛右大将信尋後

後号応山桜御
所と云々原註

奥州松島及東関の風景御遊観可

有之為にして 其の帰洛の序当城に入御

あり則ち高虎公御奔走多端也御滞留二夜

三日 其中先海辺御広覧且阿漕浦に歌船

を泛へ三宅喜斎陪す 御伽其外小笛莊兵

衛御家臣進藤斎藤且又永田主馬伊藤数馬

花崎外記等随順 君侯の命により南都東

京の舞楽人数輩伺候す 一日天清朗なり
しかは 御城濠に大網を入れて魚を捕ふ
べく命ぜられ 但馬及平太夫之を承り両
奉行所より浜方の者数十人并に舟数隻を
浮かべ 沢田父子下知し家来の水練達者
之に加はり網を引き 鯉鮒鯰鰻及鱸鰯等
無数に漁獲し 大桶に入れて差出せしに
貴賓及君侯共に興に入らせられたり 網
曳の際には楼窓より遊観ありて御伽の者
まで皆高音に感声を発せられ 於物魚躍
とは斯かる状況をいふにやと三宅喜斎申
せしとか 貴賓感興の余り御酒樽并御菓

子をは沢田父子へ拝領仰付られたり 其
の翌朝貴賓御帰西 下馬橋前にて家中諸
士拝送せり (視聴混雑録) 取意

玉置覚書には神宮参拝途次のことゝするも、
混雑録には関東より帰洛の事とし、宗国史及
聿修録之れに従ふ。孰れにもあれ信尋の津城
に宿せしことは事実なるべし。又他の記録に
拠れば此時信尋は津城より長野越を、伊賀上
野城に入りて一宿し、高虎亦送りて同城に至
りしと云ふ。上野城の邸舎はこれが為めに營
作を施し、車寄及門等を改造せりと伝へ、又
津城に於ても左の如き伝説を存せり。高虎が

皇胞弟たる近衛信尋に対して、如何に深厚の敬意を捧げしかは、此事によりても想察するを得べし。

御城上段あけ天井蛭釘あり礼家にも其訳を知らずと故実功達なども被申 高山様御代近衛公関東より御登の節か御立寄の事あり其比御饗に出来たるか堂上有職のことなるべしとそ 其後焼失後の新造にも古昔の式によられたるにや

(洞津遺聞)

第二十四節 講 学

高虎は身を卒伍に起して儒学に親しむの機
なかりしが、元和偃武の後には太平の治国経
綸が、儒学の教義と和漢歴史の知識とに俟つ
こと多きを覚り、京儒三宅亡羊を聘し又如竹
山人を延きて賓師とし、其の講説を聴聞して
自己の修養に資すると共に、又將軍に侍話す
るの材料と為したり。亡羊は名は島、字は松
明、別号を寄斎といひ、又これを通称にも用
ひたり。父は豊太閤に仕へて堺五奉行の一人
なりしが、十八歳にして京都に遊学し、学成

り留まりて儒を以て業となせり。其の学常師
なかりしも、経義を研究すること深く、専ら
漢唐の註疏を子弟に授けしも、程朱の書をも
亦之れを講じて偏倚せず。五経を刊行し国訳
を旁に加へて後学に便する等、時代に貢献す
る所多く、藤原惺窩、林道春と名を齊しくし
て毫も譲る所なかりき。後陽成天皇に侍講し、
近衛信尋、黒田長政、伊達秀宗、津軽信義、
板倉重宗等にも賓師の礼遇を受けしといへは、
必ずしも高虎のみに講師たりしにはあらざる
も、高虎とは最親密にして、其の江戸に在り
し間は多く高虎に侍し、又津城にも随ひ来り

しことあり、慶安二年七十歳にて没し、養子道乙は高次に賓師たり。子孫遂に臣籍に入りて家学を相伝せり。亡羊は講学の外、高虎の為に一種の機密偵察として、京都御留守役の任務をも補助せしと云ふ。其の高虎に講説せし状況は左の記事によりて明なり。

亡羊子に被仰候は御不文字にて書物にては御聞分被成かたく候御心得にも可成事は御話に申上候へと御意にて和漢ともに御心得にも可成事御はなしに申上候通鑑なども付紙仕り置きよく繰り覚え書物なしに御話に仕候面白く被思召候事は又く

り返し御聞あそばし御自身も御はなし被
遊相違の事は無之哉と御尋ね被成候 明
朝御登城の前夜は亡羊を召し明日御城に
於てこれ／＼の御沙汰かやうに可被遊候
思召に道理に違ひ申事有之候は、申上候
へと再三御意に候 すくれて御発明にて
よく御飲み込みあそばし理にさとき御事
学者にも稀なる御生質也 御はなし申上
候内にても義の深き所にては必御涙を御
こぼしあそばし鬼神よりもおそろしき御
生れに御やさしき御涙もろに義を感じ給
ふ事世上に稀なる忠義御骨より起り大人

の大勇と可申御名大将にて候と亡羊ひた

りと語り被申候
(開国遺事)

如竹は大隅国屋久島の舵工農或は云との子にして、

幼時出家し、稍長じて京都本能寺に投じ、日章と称して法華宗義を学ぶ。後去りて薩摩に至り、文之の門に入りて儒学を学び、還俗して如竹と号す。文之俗姓は和仁氏、名は玄昌、南浦と号し日向竜源寺の禅僧にして儒学に精通し、島津氏の賓師となり、後水尾天皇の為に四書新註を講し、後又徳川家康にも知られし学僧なり。如竹其の門に在ること八年、尤も四書に精し。慶長中摂津の有馬に遊びし

時、偶然高虎に遇うて信重せられ、後遂に侍
読となる。高虎の薨後辞して薩摩に帰り、島
津氏に信重せられしが、寛永八年琉球に入り
て儒道を以て島民を教化し、幾くもなく大阪
に來りて門戸を張り、明暦元年薩摩に歸りて、
其の五月八十六歳にして没せり。一説には大
阪を去りし後、屋久島に帰り、其の井水の鹹
味あるを憂ひ、私財を以て水道工事を起し、
山水を民家に供給せしかは、島民之れを徳と
し、今も尚如竹堀の名を存すといふ。如竹は
僧籍を脱せしも、終生髮を蓄へず、又妻を娶
らず、日本仏家人名辞書に抛れは、其の高虎

に聘用せられしは慶長中の事にして、伊勢に
来りて顧問に備はれりといふも、こは誤りに
して聘用は恐らく元和中のことなるへく、又
其の侍読せしは江戸邸にての事にして、津城
に来住せしことはあらざりしならん。室鳩巢
の如竹翁伝に記して云く『翁、人と為り質直
文少なし、妄りに笑語せず、其の学博きを求
めず、尤も四書に精しく詩賦を好まず。慶長
中翁家貧なるが為め往きて東都に至り仕を求
む。故泉州刺史藤堂侯翁が学行あるを聞き、
使を遣して之れを聘す、翁至りて侯に邸に見
え乃ち曰く、鄙人忌諱を知らず、今顧問に備

るに当り職は言を尽くすに在り、願くは君侯
之れを容れよ、然らざれば請ふ是れより辞せ
んと。藤堂侯曰く君能く是の如くなるは、吾
か君を敬する所以なり。若し夫れ佞□の徒は
吾豈人に乏しからんやと。翁これより常に侯
の左右に在りて裨益する所多し、居ること幾
くもなく藤堂侯卒し、嗣君学を好まず、翁遂
に行きて薩に帰る云々』と。初見の際に於け
る高虎との問答は、藩の記録、留書等には見
えざるも、こは蓋し事実なるべし。されど慶
長中に任用せられたりと記しながら、幾くも
なく高虎薨ぜしといふは如何あらん。慶長の

終りより高虎の薨ぜし寛永七年までは十六年
間なり。『幾くもなく』といふこと甚た当ら
ず。蓋し如竹が江戸に出でしは慶長中なるに
もせよ、高虎に仕へしは遙に後年の事ならん
か。如竹翁伝に又記して曰く、『嘗て聞く翁
自ら道ふ、其の藤堂侯に事ふるや、嘗て講己
りて因て言うて曰く、人の禽獸に異なる所以
は此道を行ふを以てなり。苟も此道を行はさ
ればそれ何を以て人と為ん。禽獸に譬ふるに
君侯は是虎狼なり。人実に之れを畏る。臣等
は是れ狐犬なり。人実に之れを侮る。畏侮異
なりと雖も其の獸たる一也と。公笑うて曰く、

君の言太た過ぐるなきを得んやと。当時聞く者驚愕せざるは莫かりき。翁の直言多く此の類也。……藤堂侯の若き好武の君、蓋世の雄を以て能く強直の臣を客とし、人の尽言を受くること此の如し。嗚呼亦奇なり。善く其の勇を用ふと謂ふべし……と』。是も亦藩古記録の佚せる所なれど、事実なること疑ひなしとす。此外、得則録中、高山公遺事と題する記事中に左の一項あり。

高山侯江戸の邸にゐまして折々本物寺本能寺の

誤か本能寺は如竹の居たる寺なりと云ふ沙門を召して四書の講

釈を仰付られ大書に出て聞き給ふ当番の

諸士の輩も望ある者は出席して聞可申とありければ各出で承りけり時に岡本弥一右衛門論語の本を扣へ聞き居たり公之を見そなはして岡本が生質四書など見るべき者にあらず何として其の本を所持するやと問せられたり 岡本対へて申すやう私挟箱に常に四書は入置き候と公益怪しみ給ひて監察の臣を召して岡本が挟箱を見せしめ給ふに着込鎖頭巾米袋一ツ鳥目五百文四書一部ありける 既にして公御居間に入らせられ殊に感し思召されて御めしの小袖一襲を弥一右衛門にたびて

けり

如竹は卒直にして言論諱むことなき経学先生にして、亡羊は博学多識、稍経世の術を解せし宿儒なり。晩年の高虎は之れによりて裨益を受くる所尠からず。且藩士の一部にも為めに稍向学の風を生ずるに至りしこと、以上の所記にて之れを知る。高虎夜話を好み、在藩の時は閑夜に四五の藩士を召し、士風民俗、疆場稼穡等を詢ひ、若くは其の戦陣の経歴を叙せしめて聞見を広むると共に、将士に親しむの一助となせり。これも亦一種の修養求智の工夫なるべし。高虎晩年又和歌俳諧にも指

を染めたりといふ。而れとも其の詠として伝
ふる所は二三に過ぎず。

第二十五節 薨 去

寛永七年十月五日高虎薨去す。是より先元和九年六月、將軍秀忠上洛す。高虎は其の五月七日將軍に先だち江戸を発して津城に帰り、世子高次を随へて上野を経て上洛し、六月八日將軍を膳所に迎へしが、其の京都への途中風邪に冒されて終夜大熱、頭痛甚しくて、翌朝両眼腫れ塞り、激痛連日にして癒えず。此月二十五日秀忠に随うて参内すべきなりしも、遂に之れを果たさず。玉置覚書に其の顛末を記して云く。

元和九年家光公御上洛禁裡に於て御入内の御賀可在之の御評議の後 近衛関白信尋公より御使として近藤筑後守祇候御直に可申達の旨在之由申上る 依之御側の人を退けられ御対顔の処へ 今度禁裡に於て御入内の御賀可在之御評議也 此儀藤堂精に入れ候故相整候 然るに下官列座かなふべからず 少将中将宰相を経ずと雖も 中納言の座に列せらるへし古例なきにしもあらずとの内勅既に極りぬ 御賀の日限定次第に宣下あるへき旨也 中納言の衣冠装束其方に於被申付は宣下

無之内事の洩れ申候聞え憚多被思召候に
付 殿下に於て窃に被仰付候其段心安可
被存也 冥加之至り有難被存候段察被思
召候間御口上之御覚差上候 謹て御返答
被仰上追付筑後守方へ横浜内記被遣御内
意の旨有難被思召候段絶言語候 可然の
様に申上くれ候へと筑後守方への御口上
にて 御太刀馬代黄金三枚時服五御祝儀
と仰られ被遣候 然る処に其の夜大熱御
頭痛翌朝御両眼ともはれ塞り御痛甚しく
洛中の大医祇候 手をつくし候へとも
御賀の御列座叶ひ不申候 近衛様へ御内

しやう被仰進候御近習の者共には 御風

気の上御内勅の有かたさに御せきあけ

御頭痛甚しく御目ふさかりて久しく凡下

にて分に過候へる高官 天道虧盈の道理

にて候と御落涙あそはし候

こは秀忠が將軍としての最後の 上洛なれば、

家光公御上洛とあるは誤りなり。徳川実記に

拠れば、此時將軍参内して天皇に謁し、天盃

を賜はり、次いで女御の方に参殿す。此間諸

大名清涼殿に於て主上を拝し、天盃を賜はる。

了りて主上は女御の方へ渡らせ給ひ、又御三

献ありて秀忠別殿に退き、土井利勝、井上正

就、板倉重宗参るとあり。されば高虎が特に天顔に咫尺すべく官位累進の内勅を蒙りしことは正に事実なるべし。斯くて高虎の眼病は其の後稍軽快に赴きしも、視力は頗る衰へしにや、在洛中両度茶会を催せしに、客の顔容を弁別し能はざりしかば、茶人宗佐なるもの一々客の氏名を披露せしと云ふ。斯かりしかとも高虎は尚力めて大阪に赴きて築城の事を監せり。家光親書を寄せて病状を訪ふ。

明日こゝもと相立候いよ／＼眼病ゆた
なく養生専一候眼病しかとこれなく候と
もやかて江戸へ下向まち入候猶伊賀守可

申候也

後八月七日
花 押

いつみ

九月廿六日、前將軍秀忠書を寄せて病を訪ひ、
且大阪城修築の勞を賞す。

大学下候て眼病之儀委聞届候少驗氣之由
先以令祝着候弥無油断養生肝要候将又大
坂へ被越候て来年の普請之儀念之入候段
令満足候猶重而可申也

尚々養生之儀肝要候来春は必早々下向
待入候

九月廿八日
花 押

藤堂和泉守とのへ

十月十四日將軍再び慰問の書を寄す。

為見廻差越使者欣悦之至候眼病逐日驗氣
之由珍重候弥無油断養生肝要候猶酒井雅
樂頭可申候也

十月十四日 黒 印

藤堂和泉守殿

眼疾の症状が如何なりしかは、旧記の徴すべ
きものなければ知り難きも、医治剤として雉
の生血を要せしことを言行録に記せり。そは
即ち伊賀国久米、浅宇田、四十九村の三郷民
を挙げて、久米、浅宇田両村の山林を狩り立

て、雉子三羽を獲てこれを呈出せしとの事なり。斯かりしかは視力も漸次回復せしにや、翌寛永元年の二月には近衛信尋を津城に接待し、三月には江戸に赴きて再び活動し、二年四月に柳原の別邸成りて之れに移り、翌月將軍を此邸に迎へて饗ぜしが、此時齡既に七十歳に達し、眼病は痼疾となりて治癒せざるが上に、老軀日に衰へて余命幾くもなきを知り、国政を世子高次に委任すると共に、八月三日訓則十九条を作りて之れを戒しめたり。其の訓則は毎条皆体験に発して句々尽く剴切なり。

条々

一 御奉公油断有間舗事

一 孝行之道忘却在之間敷事

一 出頭衆へ切々可申通事

一 弓鉄砲馬以下家職の道不可忘事

一 身の分限程に万事可有其沙汰事

一 わかき者の遊山好み不可然候御奉公の

道無油断候へは遊山ケ間敷事も不存又

徒然なる事も無之候事

一 振舞にむさと参る間敷候但斟酌不成所

へ参り候は、長酒無用之事

一 各御尋之刻は可罷出候構虚病すいなる

心持不可然候事

一 孔子の道を心懸日本紀にては吾妻鏡式
条なども聞可申候事

一 上下共によき人と云ならは不及迄も似
せ上下共に悪きと云人の真似仮初にも
仕間敷事

一 大事の御国を預り在之事候間万事油断
仕間敷事

一 常々能き友とはなし異見をも受可申候
善悪は友によると聞候悪しきは何事も
褒め異見がましき事申さぬもの候それ
は佞人にて候間愛し申間敷事

一 家中之者奉公之志不忠善悪を能見知吾

又君へ御奉公之心持可在之事

一我等拘置候者共物頭それ／＼に申付置候条我等後無分散にいつれも情をかけ召仕可申候御軍役程人数を不持候へは御用に可立と存候ても不成もの候合戦の心に懸侍は人すきを仕候事然時は諸侍へいよ／＼可加憐愍事

一代官物まかない候もの共是又算用以下能聞届相違無之は懇に召仕可申候兵糧玉薬以下つゞかす候得は長陣も不成候然上者車の両輪の如く存てめしつかふへく候事

一 算用の道不知ものは諸事付悪事候常に
心懸可申候事

一 小過之輩当座のいきとをりにまかせ令
死罪時は其恨深く因果もまた不可遁候
間罪之軽重能々可糾明事

一朝は灯にて髪をゆひ用所可申付候晩は
五つを限りに休可申候ケ様に以ケ条行
跡之儀申候得は迷惑之様に可存候へ共
我等成立小身より致辛勞今の身上に罷
成候間左様なる事を聞伝候は、苦勞と
も存間舗事

一 仁義礼智信一もかけては諸道成就不可

成事

右之条々不断心に懸文武両道之嗜專一に
候合戦を心に懸候といへとも常に稽古不
成事候功者其道を知りたる人により／＼
雑談を聞き其の心持へし座配つき合之刻
大人を敬ひ老人を愛し候事尤候我利根に
迷ひ他人を嘲る事不可然候盤の上数奇乱
舞能以下もよきほとに可然候何の道にも
一遍にこゝろかたつき候ては悪しく聞候
其上御奉公之さハりに可成候其の心持肝
要候条能々可有得心者也

寛永二年

和泉守

花押

八月三日

藤堂大学助殿

十一月一九日従四位下に昇叙し、侍従に任ぜられ、三年四月に帰藩す。六月將軍家光、前將軍秀忠の入洛するや、藩地より京都に出で、將軍を膳所に迎へ、八月十九日左近衛権少將に任ぜらる。九月六日天皇二条城に行幸あらせられ、高虎は先驅を命せられて、寮の御馬及猩絨の鞍帽を賜はりしが、此時眼疾再発して任に堪へさりしかば、世子大学高次をして代理せしめたり。其の事了りて十一月には再び江戸に赴き、上野東照宮、及寒松院の建

造を督す。南禅寺山門の建立、大阪の修築を
始めとして、高虎自ら心身を勞すること多く、
病を為めて之れに任すること三年。寛永七年
江戸に在りて病状益進みしより、之れを聞き
伝へたる在国の藩士は深く憂慮して、遥に出
府して候問するもの続出せんとせしかは、三
月発令し東下候問を禁じたり。之れより先き
屢前將軍の夜話に侍したりしに、眼病重りて
よりは、営中室廊の屈曲を諳んぜずして出仕
し得さりしが、四月十四日秀忠の懇命ありし
かは、疾を為めて出仕せり。玉置覚書にこれ
に関する伝聞を記すること次の如し。

御老後御目次第ノ、にうとくならせられ
候へとも日々御登城御上り不被成候日は
御めし被成 一日もかけ不申 最前は二
間三間の内は御自由も相整候へとも 明
りひしと塞り申候に付 御登城の事御断
り被仰上候処に上使として土井大炊頭御
いで 昨日の御登城御断りの通委しく御
耳に立候の処に和泉と日々御音物かたり
あそはし候にて無余念御くらし被成候 ■
和泉登城なく候は、御老後御淋しく御心
細く可被思召候 目くらにて見え不申候
とも心に変ることはあるまじく候 和泉

ママ

も登城なく御前と隔り候は、外の事は身に染み申まじく候。御居間の次まで乗物を入れ、それからは御側に居合候者とも手を引き御前へ罷出候へと被仰付候。御次三の間まで出御あそばし、御杖にて此廊下の曲り今日中に直に仕うせ可申旨被仰付候。此通を参り申聞候へとの御意に候。間明日は必御登城可然の旨御口上也。ほろ／＼と御涙こぼれ冥加なく仕合よく御心得被仰上被下候へと御受被仰上。其後は前々の通り日々御登城あそばし候。其通將軍様にも被聞召御次三の間の廊下の

曲り直に被仰付歴々の御近習衆御手御引

御両殿様の御前へ御出の由 内記七右衛

門八兵衛其外進藤権右エ門山本道白など

も度々かたり申候

前將軍及將軍が高虎に対する優待厚遇は、此
くもありたるべし。而も此月十二日には疾は
益進みて遂に全く失明するに至れり。加之心
身共に既に衰弱して残喘一旦夕二に迫ると觀念せ
しにや、宰臣に命して柳原邸に保蔵せる貨財
を処分し、残余を本邸に送りて大學頭に讓渡
せしめたり。

御下屋舗に有之候高山様御病中御つかひ

一 残り少ない命。余生。

二 今日の夜か明日の朝かというほどに事態
が切迫していること。

残金

一小判三万二千両但箱十六此内二つ、印
子あり

内

大判千枚分 小判七千五百両 左兵衛様へ被遣

大判五百枚分 小判三千七百五十両 松寿院様へ被遣

大判千枚分 小判七千五百両 御前様へ被遣

三口ノ小判一万八千七百五十両

残而小判一万三千二百五十両

一大判千二百両 但二百枚入 箱■六⁽⁴⁴⁾

一はい吹 五十一貫九百五十二匁四分 但箱■六⁽⁴⁴⁾

一新足二千九百貫文 上銭

右四かと采女兵庫十右衛門四郎左衛門
八左衛門彦兵衛改御上屋舗に御取寄被
遊寛永七年庚午四月十二日殿様御眼の
明りもひしとあがり御気色も別て御勝
れ遊はされす候に付長織部 橋本四郎
左衛門 井上重右工門 藤堂采女立合
御病間に有之御金諸色相改候小付一所
に御有金等相調へ大学様へ差上候

目 録

印紙二 大判六枚 小判四十八両 印子
箱二 白ノ玉十一組かさり ひやうたん
の玉二つかさり 印子のかさり拾四筋大

小じゆず二連水晶色々 をどめ二十七内十

印子九つはさんごじゆ七つはいろノ

大判二十七枚 一万二千つ

ぶ

右一箱に入御そばに置候

御煩之内つかひ候

一小判千九百両 但一箱に入れ御そばに有之

一小判千五百参十両

一大判五十枚 但堀丹後に去年十二月に御貸し被成当年四月五日御返済也

一銀子八貫七百六十一匁五分

一大判五十四枚 但是は御姫様かねにて御座候

右之通御寢間に御座候分何れも寄合改

申候以上

寛永七年卯月十三日

藤堂采女

藤堂兵庫

井上重右衛門

橋本四郎左衛門

長織部

ノ

覚

一金四百三十目

金のふんとう一ツ上屋敷の御蔵に有之

一銀四十三貫

銀のふんとう一上やしきの御蔵に有之

一同千三百六十八貫

小判二万四千両分二千両入の箱十二の分は上屋敷御蔵に有之但

一両に五十七匁替

一同四十九貫三百目

錢二千九百文下屋敷御蔵に有之但一貫文ニ付十七匁かへ

一同五十一貫九百目

下屋敷の御蔵ニ有之但はい吹

一同二千五十二貫目

小判三万六千両分但二千両入の箱十八分御下屋敷之御蔵ニ有之

一両二付五十七匁替

一同八百三十貫目

大判二千枚分但二百枚入之箱十分御屋敷の御蔵ニ有之

一銀子三千三百十五貫七百日

津御城に有之午二月晦日切に算用残り分

一銀子千二百九十貫六百日

津御蔵に小判二千二百八十両にて有之

一銀五十貫目

松平越中守殿へ御借し之分

一銀五十七貫目

寺沢志摩守殿へ小判千両御借し之分

一銀百四十貫

宗対馬守殿へ小判二千両御借し之分

一銀五十七貫目

井上新左エ門殿へ小判千両御借し之分是は御済かた相済候

二口合九千八百七十二貫目

大判にて二万

二千八百七枚

但一枚二付四百三十匁替

斯くて高虎は全く視力を奪はれたる闇黒の苦悶に加ふるに、老病衰弱の悩み日に甚しく、流石に豪邁勇智の英傑も、病苦と闘ふこと数ヶ月にして、天命既に尽きたりしにや、十月五日に至りて眠るが如くにして薨去せり。享年七十五歳なり。武勇前なく、明智絶倫の英霊は、此くの如くにして遂に天に上りて神となれり。其の長き一生を如何に鉄血中に猛闘し来りしかは、左の一節によりて想察せらる。

寛永七年高山様御逝去被遊候砌森石見と

申者申候は其時御沐浴相勤申候て御見上

申候へは御尊骸に明き所も無之程の御疵

御座候 玉疵槍疵所々に御座候 御手右

の薬指小指は切れて御爪無之候 左御中

指も一寸程短く 右御足親指も御爪御座

なく恐ろしき御苦勞被遊候御事と寄々咄

し申候左右の御手御指の腹にふし立候様

に豆幾つとなく御座なされ候御年より被

成候ては御指余程御不自由に相見へ申候

是は度々御戦場にて鞍坪^一を御叩き被成

候故と御咄し御座候由 (平尾留書)

生年十五歳の姉川初陣より、六十歳の大阪夏

陣に至るまで、四十有六年を矢石の下に馳駆

せし英雄が、満身の瘡痕は此くもありしなる

一 「鞍壺」(鞍の真ん中の平らな部分)の
意味か。

べく、其の労苦の程想像に余りあり。其の月二十二日、遺骸を上野東叡山の寒松院に葬る。導師は南光坊天海大僧正即ち後の慈眼大師なり。法諱は寒松院前伊刈羽林道賢高山権大僧都といふ。没後遺品を將軍以下に贈り、又藩士に頒賜す。其の略左の如し

一高山様公儀へ御差上御遺物之覚

大御所様へ 休務の御肩衝 吉光の御脇差

虚堂の御掛物

公方様へ 四聖坊の御肩衝 貞光の御脇差

輝東陽の御掛物

其外処々へ被遣候覚

土井大炊殿へ

包永刀代金三十枚

酒井雅楽様へ

真守刀代金二十五枚

酒井讚岐殿へ

来国光刀代金二十五枚

酒井阿波殿へ

来国光刀代金二十枚

永井信濃殿へ

貞次刀代金十枚

青山大膳殿へ

綸光刀代金八枚

森川出羽殿へ

信国刀代金五枚

松平右衛門殿へ

助包刀代金五枚

阿部山城殿へ

了戒刀代金五枚

酒井下総殿へ

吉房刀代金十枚

稻葉丹後殿へ

来国俊脇差代金八枚

内藤伊賀殿へ

国行刀代金五枚

酒井山城殿へ 延寿刀代金五枚

島田弾正殿へ 則重脇差代金拾枚

伊丹播磨殿へ 国光刀代金四枚

三枚松土佐殿へ 行秀刀代金三十五枚

稻垣若狭殿へ 未左脇差代金三枚

井上新左衛門殿へ 信国中脇差代金四枚

阿部備中殿へ 近房刀代金十枚

松平石見殿へ 包永刀代金七枚

生駒壱岐殿へ 志津刀代金十枚

脇坂淡路殿へ 包永刀代金十枚

佐久間大膳殿へ 三原正広刀代金七枚

右之通追々被遣候

高山様為御遺物御家中へ被下候覺

刀 藤堂出雲 刀 藤堂仁右衛門

脇差 藤堂采女 刀 藤堂式部

刀 藤堂主膳 金一枚 藤堂主殿之介

金一枚 藤堂新七郎 金一枚 藤堂玄蕃

金一枚 藤堂右京 金一枚 藤堂勘解由

金一枚 藤堂孫八郎 金一枚 横浜内記

金一枚 渡辺掃部 刀 藤堂宮内少

判金一枚 藤堂兵庫 小袖二 藤堂喜之助

判金一枚 井上重右衛門 小袖二 藤堂十次郎

小判五両 梅戸伝吉 小袖二 矢倉大右衛門

小判五両 中根六兵衛 小袖二 伊藤吉左衛門

銀五枚
小袖一
給一

中小路新助 同上 中小路助九郎

同上 中内藤五郎 同上 永田正蔵

同上 山崎長五郎 同上 深井平左衛門

此外、森島玄長 永田主馬 井上市郎兵衛

山田孫助 三田村市之進 八十島左源太 箕

浦藤兵衛 堀七郎左衛門 磯野四郎左衛門

近藤十兵衛 雲林院忠左門 上野四郎兵衛

今井少七 加納弥兵衛 内海九郎兵衛 馬淵

権平 百々作左門 大原八左門 山路勘

左門 古田次郎右衛門 浅田仁兵衛 岡長

左門 大野儀左門 辻金左衛門 古田長

左門 長屋浅左門 桑津助右門 熊崎

清右エ門 にんせい 杉浦喜兵衛 戸田伝十

郎 八左衛門 加左エ門 勘左エ門 加兵衛

惣兵衛 次郎兵衛 小人頭七左エ門 喜左エ

門 藤左エ門 三太夫 平兵衛 孫右衛門

吉太夫 五郎七 次郎五郎 小左エ門 久さ

く 善作 等各品を賜ふ、原書一々列記する

も今省略す

判金合三枚 小判合二十五両 小袖七十

一 袷三十三 道服七 裏付袴十五 布

袴七 銀子七十五枚 外二小袖一

伊勢伊賀右之通采女主膳申渡す

(累世記事)

秘覚集の所記は稍之れに異なり、茲に録して併觀に供ふ。

高山様御遺物献上並被遣

一 將軍様へ御脇差吉光 御茶入四性坊

御掛物ひとつやう

一 相国様へ御脇差貞宗 御茶入休務 御

掛物ひとつ

一 御老中初諸役人方不殘御刀被遣

一 判金千枚 松寿院様

一 同千枚、夜着
銀千枚 ふとん 左兵衛様

一 判金千枚 御前様

一 銀三百枚 御うへ様

一同百枚 左兵衛様の御うへ様

一同三百枚 壱岐様の御奥様

一同百枚 壱岐様の御袋様

一同五十枚 石見殿御内儀様

一同五十枚 加賀様御袋様春光院様

一宮内出雲仁右衛門初御刀大判銀御小袖

等被下之凡上下九十九人程也

惣
ノ

金二万二千六百十両二分

銀八貫八百五十八匁

御腰物三十五腰

御小袖九十三 御袷二十九

裏付御上下一具 御道服八

裏付御襠十四 麻御上下七具

大略之員数計記之

深井主膳吉親は、此年秋より大阪城の普請に従事し居たるが、高虎の病篤しと聞きて、昼夜急行して江戸に着すれば、高虎既に薨して三日なり。吉親哀痛に堪へず、上野寒松院に至りて院主中海に見えて殉死の志を告ぐ。吉親の家臣山下助九郎も亦従ひ来りて其の主に殉せんとす。高次驚きて吉親の外甥土井大炊頭に謀りて之れを止むれとも聴かず、事將軍の間に達し、酒井雅楽頭、同讃岐守、阿部

豊後守等命を受け、来りて諭止せしかば、吉親慟哭して遂に命に服せり。其の顛末次の如し。

武具方に有之御記録の書抜

一 (ママ) 寛永七年庚午十月六日藤堂主膳御普請

(ママ) 御用にて大阪に罷在候処殿様御病気差重らせ候旨之を承り家来山下助九郎召連れ江戸表へ昼夜急き下り候へ共漸く今日御屋敷へ到着御逝去の御様子を承り大学様へ御悔申上此度御煩の節御用にて大阪表に罷在候故御介抱も不申上何程か残念に奉存候数年御厚恩を蒙り候へハ此度御

逝去之御供仕迷途にて御奉公申上度存念
に罷在候ニ付此趣寒松院へ参り御供の支
度可仕と其の儘御屋舗を罷出候に付此趣
達御聞候処大学様殊の外御驚遊ばされ早
速橋本四郎右衛門遠藤勘右衛門を御使と
して寒松院へ遣はされ殿様御遺言も有之
上大学様思召も有之候に付先つ主膳に御
供仕候儀見合可申旨仰せ遣はされ程なく
寒松院へ大学様も御越被遊院主と御内談
有之て松平伊豆守殿主膳と伯父甥の続柄
も有之故遠藤勘右衛門を御使として御内
意被仰遣候処伊豆守殿へも寒松院へ御入

来大学様と御内談の上沢田平太夫岡本弥
一右衛門を召出され其方共兩人慥なる者
と思召候二付此度主膳を御預け被成候之
間昼夜とも念を入れ卒爾無之様に心を附
可申之旨伊豆守殿御列座にて被仰付兩人
共奉畏候段御請申上其儘兩人共寒松院に
罷在候て主膳を預り奉り大学様伊豆守殿
院主御閑談共有之而御帰宅なさせらる

一主膳御供仕候は、家来山下助九郎も主膳
追腹可仕覚悟にて大阪より一所に罷越候
趣上聞に達し上意も有之二付酒井雅楽頭
様酒井讚岐守様土井大炊頭阿部豊後守殿

寒松院へ御入来大學様にも御待受被遊天
海僧正も御一所に御内談の上平太夫弥一
右衛門兩人を被召出主膳を召連れ罷出候
へと被仰付候に付則主膳を召連れ罷出候
処何れも御列座にて仰せられ候は主膳儀
此度存念之趣上聞に達し甚奇特に思召さ
れ候乍併主膳一人存念を立候は、和泉守
年来懇意に召仕候者皆々供候て相果可申
候左様二候ハ、相応の者共数多失ひ大學
頭に相成候て天下御先手役大切の相続な
りかたかるへく候其方共存生にて是迄に
不相替心を一致に仕大學頭を取立候は、

上様への御奉公にも相成和泉守も供仕候
よりは何程か満足に可存候此所能々合点
仕様にと上様も被思召候間是非共供仕候
事相止り可申候家来山下助九郎も主膳追
腹可仕覚悟にて此度一所に罷越候事も上
間に達し是又奇特に被思召候間難有可奉
存候旨被仰聞候へバ主膳暫落涙仕和泉守
厚恩難謝奉存候故是非々々供仕相果可申
と存詰候へ共難有上意を蒙り其上大学頭
為めにも相成不申候由御念比に被仰候へ
ハ御諚に従ひ可奉と御請申上候二付大学
様も何れも上意難有被思召候間御礼被仰

上伊豆守殿又主膳へ此上ハ剃髮仕古主人
の菩提を吊ひ且国の仕置等にも加り可申
と被仰候て付主膳重々難有旨御礼申上大
学様にも段々御丁寧の儀とも残る所なく
御安堵被成候段御挨拶被遊何れも御退出
の跡伊豆守殿は御居残暫時御物語有之御
一所に御帰宅遊ばされ御老中への御礼と
して橋本四郎右衛門自分御礼として主膳
も一所に相廻り主膳平太夫弥一右衛門は
其儘寒松院に相詰る

こは藩庁武具方に保存せし記録の写にして、
現に深井家に残存せり。武将感状記に云く、

高虎嘗て一函を庁に置きて勢伊兩國の士の殉死せんと欲する者は、姓名を簡に記して之れに投ぜしめ、駿府邸に於ても亦此くの如し、其の数合して七十余人あり。高虎此簡を持して家康に謁し、是れ皆臣が子孫に迫んで能く節を守り死を効すものなり。若し之れを失はば何を以て天下の先鋒たらん。願くは上命を以て之れを禁ぜんと。家康喜んで聴せしかば、高虎依て之れを伝へて殉死を嚴禁せり。而るに一人の士右腕に負傷せる者あり。吾等は此くの如き不具者なれば、生きても詮なし。願くは特に殉死を許されたしと請ふ。家康之れ

を聞きて、和泉は我が世々の先鋒なり。若し一人にても命に背きて殉死する者あらんには、先鋒の任を解くべしとありしかば、彼の士遂に命に服せり。後元和元年高虎、家康に向うて、伊賀伊勢は大阪に出つる要路なり。臣が子大学不肖にして之れを守るに足らず。臣死せば之れを他に移封せられたしとて、領国の地図を呈せしに、家康之れを一閲して、こは実に天府の地なり。他人を封ぜん国にあらず。彼の殉死せんと請ひし守節の士をして、大学を奉じて守護せしめは可なり。世々封土を易ふべからずといへりと。此の事碎玉話にも記

し、聿修録にも前半段を採れり。石川之圭の得則録には、こは家中に伝説もなく、記録もなければ、後人の捏造たるべしといへるも、平尾留書に前半段の事実を録すれば、家中に記録なしとはいふべからず。唯前記深井吉親の殉死せんとせし事蹟に対照して、稍疑団なき能はさるのみ。されど殉死の多きを誇りし世に、独り高虎の部下に其の事なかりしは、蓋し生前に慮る所ありて予め防制の方を講ぜしにやあらんか。越えて二百八十五年、大正四年高虎が生前の勤功を追賞せられて従三位に追昇せらる。之れより先、明治十年、偕楽

園内に神祠を創建して高虎を祀り、同十二年
県社に列せられ、三十四年十二月社祠を旧城
本丸に移せり。即ち今の高山神社なり。仏祠
は嗣子高次襲封の後、既記上野東叡山内寒松
院の外、津城外寺町の願王寺に五輪を造り、
木像を安置して香華の所と為し、同寺の院号
昌泉院を改めて寒松院と号し、庫中に高虎の
画像をも保蔵せり。画像は別に四天王寺に高
虎及前夫人一色氏の肖像を有し、願王寺の像
と共に国宝に指定せらる。宗国史祀典録の所
記に拠るに、往時高虎の画像は七枚ありたり。
其の一は染井邸に蔵し、一は井上十右衛門の

家に在り、一は伊藤兵庫一之の家に存せしを
寒松院願王寺に伝ふ。此の他の四種は藤堂七
郎左衛門、四天王寺、伊賀上野の長田山西蓮
寺、伊綾郡朝屋村竜王寺に各一葉を蔵せりと
云ふ。祀典録尚記して曰く『高虎生前に画匠
に命して映像三幅を作らしめ、一は嗣子高次
に貽し、一は井上に、一は伊藤に賜ふ、井上
所蔵の像には天海の賛、『動静理全是、行蔵
事悉非、冥々何処去、杳々不知歸』とあり。
願王寺所蔵の像はこれよりも稍小にして能く
肖たり。天海の賛に『(ママ)観法雖正 著心同邪

三国伝灯大僧正天海』■とあり。西蓮寺の像は

第四代高睦の寄附なる所にして、天海の賛に

『諸法従本来 常自寂滅相 仏子行道已 来

世得作仏』とあり。竜王寺所蔵の像は狩野守

信の筆にして天海の賛あり。藤堂七郎左衛門

所蔵の像は井上氏の像と大き相同しく、願王

寺の像と共に三種共に貌采相肖て魁^一偉豪爽^二

精悍の気眉宇に溢れ、磊々^三たる英姿 憶ふに

当さに斯くあるへきなり』と。然るに今願王

寺所蔵画像の賛には『高山権大僧都 一念三

千 即自受身 即自受神 出尊形仏 三国伝灯

大僧正天海』とありて、祀典録の記する所と異

なり。記典録何故に斯かる誤を敢てせしにや

一 体格や顔つきが人並みはずれて大きく、立派であること。

二 気性が大きく、さわやかなさま。

三 心が広く、小事にこだわらないさま。

訝かし。又藤堂采女家文書に、

天海僧正之讚御元祖様御束帶之尊像一幅

右由来之儀書記等も無之候に付慥成儀

相知れ不申候併先代拝領之由申伝候事

権大僧都高山

未得真覚 恒処夢中 故仏説為

生死長夜

とありしといへは、他にも尚影像を蔵するものあるべし。以上の中にて由来の明にして、高虎生前の描写に成ると信せらるゝは前記の三像のみ。杞典録には高虎之れを高次と二宰とに頒ち与へしが如くに記すれど、天海の賛

に高虎の諡号を記せるを見れば疑なきにあらず。さてこそ累世記事には高虎薨去後に、天海が自画自賛の高虎像を、高虎の昵近者たる井上 伊藤に与へたりとし、高山公実録にも此説を採用せり。されど天海が与へたりといふは信じ難く、自画なりといふは愈信すべからず。蓋二人が高虎より受けたる映像に、高虎薨後天海に就きて賛を求めしにやあらん。

高虎の木像は、前記寒松院及南禅寺山門楼上に在るもの、外 津市八幡神社の神体としての像あり。八幡神社の祭神は応神天皇、住吉大神及神功皇后なりしが、第二代高次が千歳

山より今の地に奉遷せし後、更に高虎をも祭神として木像を安置せしが、幕府を憚りて之れを発表せず。明治維新の後に至りて之れを公表せり。平松正愨の西涯聞見録に記して云く、

文政六癸未年十二月七日八幡宮へ御社参
愨相詰候節内々にて尊像を奉拝候ひき誠
温厲勇偉の御風采尊しと申上候も恐入候
程の御容子にて罷歸り候後も乍恐恍惚と
して御側に奉侍仕候様に奉存候て落涙仕
候ひき此時深く感慨仕候事侍れは記し置
きぬ………

今は此像同社の神体として衆庶の見るを許さす。此外宗国史紀典録に拠れば、下野日光廟に尚一体ありといへど、こは彼の東照権現の傍に侍する摩陀羅神を指すものにして、之れを高虎の像なりとするは誤りなり。因に記す。寒松院安置の塑像の龕一中には、高虎の遺齒一枚を蔵す。其の由来及同寺所蔵影像の伝来は左の文にて委曲明了なり。

太祖公遺齒并真容記（原漢文）

騎士隊伊藤正十郎一貫の遠祖を兵庫一之といふ 幼より太祖高山公に給事し禄四百石を食み 功を以て累加して二千石に

至り 擢んでて保呂隊と為し姓藤堂氏を
賜ふ 寵遇殊に渥し 一日公其の家に臨
む 一之饌を供ぜしに食間偶一齒脱落す
一之奉受して以て蔵す 又公嘗て画匠
に命し真容三幅を作り 大僧正天海に請
うて偈頌を題す 其の一は留めて秘府に
在り 余は則ち一之及び井上重右衛門豊
一に賜ふ 公館舎を捐つ 一之手づから
自ら小浮図を造り遺齒を盛り 祠堂を設
けて遺影を併せて之を奉す 後嗣に迨ん
で故ありて禄秩減削し 本姓に復せしむ

四世の孫多治見景品 寒微の家尊貴の

遺物を浼すあらんことを恐れ 潮日山の
主僧貫道と謀り 之を其の寺に納む 貫
道乃ち遺影を庫に 遺齒を公の塑像の龕
中に収む 今の主僧賢道其のその所を得
ざるを憂ひ 新に外龕を造り之に安んじ
余に属し二物の顛末を記せしむ 余因
て之を拝観するに 蓋し齒牙の物たる精
気の凝結する所 故に堅きこと金石に等
しく 千歳を歴て朽ちす 在昔公出でて
戎間に在り三軍を指揮し叱咤風生す 即
ち此物や入りては則ち大政に参預し 良
図を陳べ嘉言を宣し 音韻玲瓏たるも亦

此物也 嗚呼敬重せざるへけんや 若夫
れ真容は則ち儼然たる衣冠 威徳並に存
し 温々抑々 当日勤勞の状以て仰想す
べき也 相伝ふ公二弟と同貌同徳 而し
て家祖月山君に在りては相肖ること特に
甚しと云ふ 公既に逝き 耆旧の臣咸謂
ふ 先公を拝せんと欲せは便ち仲氏を見
よと 然り而して我家不幸にして其の遺
容を伝へず 今や拝觀の際恍然として膝
前に侍するが如く 感慕の至に勝へず
低回涙を揮うて退く 謹んで宗国史に就
きて其の要を摘抄し以てこの記を作る

時に文政八年歳乙酉十月五日に在り

藤堂高芬謹撰

月山とは高虎の異母弟高清なり。其の弟内匠
正高と共に風貌高虎に肖たりしこと、これに
て知るべし。

第二十六節 逸事

一
すぐれた知恵。

高虎軀幹魁偉にして驍勇絶倫、戦陣に臨んでは向ふ所前なし。而も其の心を用ふること慎密周詳にして能く機先を制し、大勢に通し、
■成敗(ママ)の数を察して明智神一の如し。身を浅井家一浪人に起せしなれば、伊達、上杉、島津、毛利の如き家閥なきは言ふ迄もなく、太閤秀吉の部下に立ちては、福島、加藤の如き親戚故旧の關係もなく、徳川家康に対しては譜第の親なく、一の背景なく後援なき空拳を揮うて、遂に国持大名たるの運命を拓開せり。其の大和大納言より太閤秀吉に、豊臣より徳川

に転々帰向するに際して、著しき不自然の形跡を遺さず、巧みに機会を利用して進退去就しつゝ、一步一步と自個の立脚地を昂上せり。

一 「しんじつ」と読む。したしみなじむこと。
二 国家を治めととのえること。またその方策。

秀長には一家の柱礎と倚頼せられ、太閤には武略を認識せられて一躍諸侯の列に入り、家康には勇武と智謀とを認められ、信任を其の性格に置かれて帷幕の秘密に参与し、秀忠、家光よりも故旧親族に過ぎて親昵せられたり。

晩年稍心を文事に傾け、儒士を聘して治道を講究し、之れによりて幕府の経綸^二を佐け、覇業の基礎を確立せしめたり。其の一生の経歴の大要は本編既に之れを悉くせるも、尚断片

的逸事及言行の古記に存して、前各節中に漏
らせるをは、左に抄録して高虎が面貌風格を
伝ふるの一助となさんとす。古記録の行文晦
渋若くは不明瞭なるものは、原文の意を取り
て今文に修正し、余りに誇張に過ぎたるもの
は適当に改竄して之れを記すること次の如し。

—
「かいじゅう」と読む。文章や言葉がむ
ずかしくて意味がわかりにくいこと。

1 武略

一高虎自らは酒を好まざりしも、侍臣へは毎夜酒を供ぜり。宇和島在城の或年九月六日の夜、雨降り続きで淋しかりければ、例の酒を多く与へて賑々しく過ぎしける折、高虎忽ち黙して何か耳傾け考ふる様なりしが、立ち上りて庭に飛び降りしかは、侍臣等驚きて立ち上がるを顧みて、手を掉りて之れを制止し、自らは足を進めて暗き庭先を堀際に進みし頃、バサリと大刀音聞え、灯火を持ち参れとの高声に、侍臣等ソレと駈付け見れば、年の頃四十余と覺しき大男の切

倒されたるあり。高虎は笑ふて酒の肴したるよといひながら、止メをさしたり。扨夜明け取り調べたれど何者とも知れずして終れり。忍びの者の入り込みしを唯一人感知し、一刀に斬り捨てし武運の強さよとて人皆感ぜりとそ。
（古老夜話）

二小牧対陣前後の事なるべし、太閤の内命にてもやあらん、高虎敵地密偵の為めとて、土工夫に変装し、畚くわを担ひて浜松城の附近を徘徊せり。家康は流石に眼識高く怪しき者と見て、近臣に命して、彼は何者なるか取糾し来れとなり。高虎は巧みに空呆けて

善き程に挨拶し、急ぎ立退きて帰陣したり。
其後豊臣、徳川和平成りて、家康上洛、高
虎謁見せし時、某事はいつぞやの浜松城下
に畚を担ぎし者なりと申せしかば、家康は
為めに大に驚きしといふ。こは伝説として
存するのみにて、取留めしことにはあらず。

(洞津遺聞)

一貫抜落の刀は高虎の何時か敵を討ち留めた
る時、敵と共に門の貫抜を切落せしより此
く名づく。他に一腰常に帯せしと伝ふる刀
ありて、『是非共是也』と刀身に銘を鐫り、
裏に『藤堂高虎帶之』と刻す。長さ二尺五

寸、延享年中宮内少輔の家に賜はりしを、
後ち高山神社創立の時、同家より神社に奉
納し、今尚神宝として同社の庫中に蔵せり。
貫拔落は如何に成りしにや今は明ならず。

一 高虎嘗て近臣に語りけるは、吾少時身賤し

く、氣を負ひ功名を喜び、進めは必先登し、

退くに (44) 必す殿し、死を見ること帰するか

如く、生を軽んすること 一 鴻毛にひとしかり

き。諸侯の列に入りてよりは、自ら考ふる

に、こは 二 匹夫の勇にして、今後はこれを持

むへからず、唯勇士を多く養ひて謀略を運

らすことを任とすべしと觀せり。然るに外

一 物のきわめて軽いたとえ。

二 思慮浅く、ただ血気にはやってがむしや
らに行動したがるだけの勇氣。

一 「ちゅつちよく」と読む。官位を上げることと下げること。

二 よこしまなこと。また、その人。

弟良勝、良政、甥高刑等剛強なること我に倍し、其他勇傑元則、家信、氏勝、吉親等を^一得て、朝鮮、関原、大阪等の諸役に功を奏せり。凡そ人に上たる者、其の身に勇なければ部下の勇怯を弁別すること能はずして、黜陟^一常に謬り、英士失望して姦邪^二志を得ん云々

(宗国史)

一井上十右エ門、西島八兵衛、青地五郎兵衛等江戸に在りて庶務を宰しけるが、三人の者或時申合はせけるは、此の邸に鉄砲一挺もなきは不用心なり。幕府に申告の上、藩地より千挺程も取寄する事ともせんか。殿

には事多ければ此事気付かれざるにもあら
ん。我等より密に申上くる方宜しからんと、
談合はせしものの、誰も進んで申出でんと
いふ者なければ、鬪^一取りにして井上十右衛
門、高虎が寢室に入りし後、進み入つて右
の趣を申陳べたり。高虎聞きて、『汝等が
分としては奇特の申条なり、但し鉄砲入用
の節は幕閣に申告して、幾挺にても隨時取
寄せんは事易し、心配に及ばず』と答ふ。
十右衛門重ねて、『そは一二の大名へ申入
れてもとのふ事ながら、騒がしき世とな
りては幕府も戒心して許可なからんに』と

いふ。高虎又曰く、『其の場合は最早乱世
なり、乱世となりし上は幸ひ向屋敷なる肥
前殿に押し入り幾千挺も奪ひ取るまでなり。
何の心配する事かは』とて取合はず、十右
衛門止むを得ずして退き、他の二人に話し、
余りに粗放の事よと驚きたり。程経て高虎
の薨去後、物品改めを行ひしに、良隅の二
階やぐらに磨き立てたる鉄砲千三百挺、并
に之に添へての火薬弾丸、猩々皮の袋とも
に取揃へあるを発見して、高虎が用意の周
到なるに感じ合へり。
(玉置覚書)

一高虎常用の盔かぶとは其の一は唐冠の盔なり。大

阪夏陣に之を玄蕃良重に与へ、良重打死の
後其の家に伝ふ。他の一は水牛の盔にして
慶長中世子高次元服の時之を譲れり。後代
藤堂高文出雲家の主退隱
後大樸と称すが願王寺に至りて寺中の
故事を尋ねし時、住持文脱の話に、寺に高
山公水牛の盔を蔵せしが、京都愛宕下の農
民に与へて日吉祭に之を冠らす事としたり
とありければ、高文はそは以ての外なり、
直ちに取り寄せよ、余之を護奉して不朽に
伝へんといひしに、文脱承諾して出京の砌
取り反へし、水牛の角二本を持ち帰りぬ。
高文之を見るに長さ二尺、湾曲して前に向

ひ、朱漆を塗りたるが、威風物懐き心地す。
これこそ高虎が千軍万馬の中を縦横に往来
せし貴き形見なり。時節を待ちて宗家の宝
庫に返納せんものとして、姑く保蔵しつゝあ
りとの事を宗国史遺事録に記せり。然るに
大阪陣に梅原勝右衛門が水牛の盔を高虎よ
り賜はり、後代まで其の家に伝ふる旨其の
家記に載す。又磯野右近等宿将には皆水牛
盔を賜はりて隠武者となせし旨の記録もあ
り。されば水牛盔も藩内には幾つとなく存
したらんが、其の中、真に高虎が戴きしは、
右の願王寺に伝はりしものならん歟。

一高虎病衰して国務代決を世子高次に委任せし時の事なり。立花飛騨守兄弟、佐久間備前兄弟、丹羽、脇坂、朽木等を招きて饗応し、朱印書、甲冑、金笠の馬印など持ち出して之を譲り、家の系図を渡し、一門末々までの手柄を語り聞せ、其後語りけるは、大学は惣領にて武勇は劣るべくもあらねど、泰平の時代なれば之を験する機会なし、凡そ武勇に稽古といふことはなく、唯心懸が肝要なり。一朝事あらん時、若し一番に功を立てんと思ふにては、人並みの功は成るまじ。一番に死なんと思ひ切つてこそ、稍

人に勝れたる功は成るものなり。個様に確かと心得べしとありしかば、坐客皆嘆稱したり。
(西島古事記)

一高虎時代には騎射五人つゝ江戸詰を命じ、夜を込めての出行、日暮れて後の帰り路などには、必左右に二人つゝ、取り矢にて、附随し、引付鞆をも下人に持たせたり。旅行の時には五人共に歩従するを常とせしかは、射術を学ぶ者は兼て健脚の鍛錬を事とせり。其の頃京都に堂前の競射流行し、藩の子弟等私に上京して射を試み、通し矢せるものは堂前の帳に記名して名誉となした

り。高虎聞きて勘解由、主殿に令していふ様、向後子弟の堂前競射を禁止すべし。弱弓軽矢にて如何ほど射たりとて、具足の裏かくものにあらず。親兄をせふり、旅費を費して斯かる何の役にも立たぬことに出京する必要なし、弓とは強き弓を引き込み、よく保ち、切つて放す音轟き、矢は的に入りて羽ぶくろせめて立てば、見ても心地よし。へろ／＼矢の的に中したりとて唯見苦しきまでなり。されは力量ある者共に強弓引くことを稽古させよ、弓組欠員の場合には適任者を推薦せよ、知行与へて組に入れ

ん。虚名を求めんとて堂前の競射は断然禁止すへしとありたり。
(玉置覚書)

一 『高山様御軍法の覚書』と題して累世紀事に載する所に云く、軍法にて備といふは七千八千を一備に仕立てゝは締り兼ねて宜しからず、左備右備と両方に立て、二の備三の備を立てて、旗本より見通し、両備の中を明け、馬走り自由なる様にし、使番物見に遣す時に馬の駆走りよき様にすべし。合戦始まる前に巧者なる者を物見に遣す時は、番の者三人程申付、巧者なる者に添遣すへし。而して敵の様子を見届け之を報告

するに、附添人の内、順番を立て順次に帰り報し、巧者なる者は最後に報告を齎し帰る様に予め申付くへし。右の出先にて未だ報告の任務を果さゝる前には、如何なる急場なりとも決して戦端を開くへからすと申聞け置くへし。又敵如何程大軍なりとも、物見に参りし者は軽き敵と申こなすこと宜し、使番此心得悪しき時は味方気を吞まるるもの也。合戦始まりたる時は旗を三町程も後に立つ。其の故は先にて高名したる者、旗を見受けて参るに便なり。旗の乱れ揉めて見え難くならさる様、旗奉行によく注意

せしむへし。武者押は一番旗、二番鉄砲、三番弓、其次馬印大将の傍を離れざる様にするべし。武者立の時は旗の下をくろめる様に侍共を立置くべし。使番を物見に遣す時は素^すはだ者五人も十人も附遣して、道の語りに二三人つゝ残し置いて進むへし。敵地へ近く進みし時、敵の付き来る事あるへし、其の時味方そろ／＼引取り、詰り／＼に置きたる者の居る所へ敵を引付けて容易く打取るべし。山を越えて進み来る敵ならば、半分乃至三分一越え来りて未だ備立せざる内に、此方より仕掛け、合戦を初むれば必

利あり。惣じて敵の人数騒ぎ、備の定まらざるを、此方より急に仕掛くれは必ず利あるものなり。先手の後詰を為すには、先人の人数の道筋を見て、其の場合を見計ひ、我が人数を豎に備へ、先人の人数の我人数の中へ崩れ入らしめざる様、道筋より脇へ人数を備へ、先人の人数崩れたらば、其の人数を通して、我が人数を如何にも静に見せ、手早く立直し、横より打入るべし。然る時は必利あるものなり。城に乗る時は角より乗りたるが善し、其の理由は城の内の面々も我手前を専にするものにて、飛道具も当ら

ず、其上我が働両脇より能く見ゆるものなり。城に乗るには腰当は悪し、壁などに乗る時、刀の柄壁につかへて悪しきものなり、一番槍味方の剣先に出て、槍二つ三つ打合ひて槍引取り、今日の先登誰某何某と十声も二十声も名乗りを上げ、其場の先手能く聞知る様にすべし。一番槍を能くするには合戦と見て速に槍をひろけ、旗を円く横巾広く立つへし。敵大軍味方小勢なる時は先つ夜打と心得べし。昼合戦の時は藪林の茂みを後へ当て、又山森なと続きたる所を後方に当て、味方の小勢を敵見すかさゞ

る様にすべし、人数の大小は時により運次第と心得べし、夜打には相印相言葉を専一とすへし、敵の付け入る事あれば、夜打には殿を一の高名にするなり、昔は立残居揃といふことありたり、是れ討入させまじき為め也、夜討は敵地より一里二里の内は用心肝要なり、三里以上遠く隔たりては夜打すへからず、其の理由は遠く繰り出し、且敵の背後へ廻り打入ること不利なれば也、近き敵には歩立にて直に打入る事もあり、此時は一の目、二の目といふ事あり、夜打の殿は一番槍の如く名乗りたるがよし、殿

する時敵付け来らば早く此方より槍を合すべし、昼の一番槍と同様なり、自然味方敗軍し、後に居残る味方遠合になりたらは、先つ馬に輪乗をかけ、『返せ返せ』と我が名字を名乗り聞かせ、輪の内より乗ぬけする所を見合せ、山の引廻し林の際杯に馬を乗り向けする内に、跡は人なくなるものなり。其時下り立ち槍仕るへし、首取る間は暫時なれば、初より心附きたらば其内一人を目を付けて、手早く是を取るへし。首の取り様は先つ早く笛をさし切り、其後首落すべし、凡そ首の取り方は、母衣武者の首

取りたれば母衣絹にて首を包み持参すべし、大将分と見たらば采を取添へ来るべし、藪などの近き所にて槍を合せ、首取りたらば早々其の場を立退きたるがよし、物影に居る敵は追出して打取るべし、首取りても随分人に奪はるゝことあり用心すべし、奪ひ取りし首にても大将の御目にかけてらは、持参者の取首となるものなり、大将分の首取りたらば、其の場如何程忙敷とも、親兄弟にも其の首は預くべからず、大将へ首実検に入るには首を真向には向けず、脇顔を御目に掛くへし、可成は左の脇顔を見する

がよし、若し其の首眼を塞かざる時は御目に掛けさるがよし、合戦は裏崩一することあり、二の目を専一と心得べし。横槍は敵方より見へさる様に物陰より押出すべし、敵より横槍出づるを見たらば、此方よりも此の横槍に備ふる一隊を立つへし、夜討には一の目二の目といふ事あり、一の目は四ツ時二の目は八ツ時と心得べし、敵より夜討の時は手前の篝を消し、遠くに篝をよく焼かせ置くべし、これは先きより来る敵を見透す為めなり、物音なき様にして敵を近く待ち受け槍を合すべし、夜討は多くは味方

の背後より取掛るなれば、諸備の人数に心得さずる事肝要なり、籠城の敵近距離の味方へは往々夜討をかくる事あり、故に城の近くへ責め寄りし時は用心すべし、城乗には早く馬印を揚ぐべし、一番乗と見ゆる様にする事必要なり、馬印遅くば旗にても立つへし、川越しは先に越すものに利多し、但夏冬に付心得あるべし、川深ければ棹綱を利用し、惣人数の力を合せて越すへし、対岸の敵薄き所を見合すこと肝要なり、但し敵厚くとも上り場よくば利ある場合もあり、首を持ち槍を持つ時は小手重もりては

悪しきものなり、此点もよく心得へし、右の段々能く／＼心得第一なり。藤堂和泉守

一高虎常に曰く大将たるものの心得へきは軍法なり。軍法は機を見るを第一とす、屋尾の合戦に敵数我に倍せしも、足のためさる所へひら懸りに攻め懸けたればこそ、苦戦ながらも勝を制したるなれ、機先を制するに如くはなし（木旦子集書）

一高虎の出陣の時の軍装は一定せず、盔の前立は水牛の角を用ひしが、大阪陣の前には角衆と称して同様の前立を許されたるもの

六七人ありしが、出陣の時には鉄砲頭、母衣にも之を許したれば、其の数にも定まりなかりき、盔は黒塗にて具足は小真黒糸の毛引なりき、小手、はいだて膝甲は越中流を用ひたり、幟は三布の折懸、地紺、白餅三組なりしが、関原陣までは白地に朱の丸なりしといふ、大馬印は大阪冬陣には白の三布の大四半に朱の丸一つ、夏陣には赤き吹貫なりき。

(同前)

一高虎関原にては鳥毛袖なしの具足羽織、幟は白地に朱の餅三、大阪冬の陣にはもみの広袖の小袖を時々着せり、冬陣の幟は紺地

に白餅三、水牛の盃の立物を高次に譲りし
後は、高虎の立物として定まりたるはなか
りしと藤堂仁右衛門書類に記せり。

(開国遺事)

一 忍術者を伊賀者といふ、甲賀と近く其の術
伝はりしものならんか、高虎が之を任用せ
しは大阪冬役の頃にして、寛永書上に左の
如くあり。

忍の者

一 拾石三人扶持 服部正左衛門

廿三年奉公仕十年以前身体不成候旨御
願申上候へは則伊賀無足人の侍五十人

の頭被仰付江戸下りも不仕御国に罷在
其後五十人衆御ふち被放只今は忍の衆
も預り御国に居申候

一二十石六人扶持 貝野 孫兵衛

大阪冬陣被召出取次石田清兵衛

一二十石四人扶持 山本 喜太郎

右同断

一二十石四人扶持 木津 猪兵衛

右同断

一拾八石四人扶持 服部七右衛門

右同断

一拾八石四人扶持 井岡 瀬之進

右同断

一拾七石三人扶持

早田仁左衛門

右同断

一拾七石三人扶持

曾我五郎兵衛

右同断

一拾五石三人扶持

板崎 喜兵衛

右同断

一拾五石三人扶持

松尾五郎左衛門

右同断

〆切米百七十石

扶持方三十七人扶持

2 気焰赫烈

一 高虎が猛気は時として日常に発することあり、四郎右エ門、彦兵衛等会計吏の呈出する計算書に付、何か失点ありて叱責する時には、時に腰刀を取りて抜き討ちにせんとすることあり、されは彼等は予め衣類を薄く袴も短きを穿き、それといふ間に素早く逃げ出すことに為し居たりと語れり。

(玉置覚書)

一 大阪冬陣に講和成りて濠を埋むる時の事なり、或朝高虎早く来りて将士の土功従事の状況を督せんとせしに、未だ出役せる者な

ければ、一たび帰りて二度目に現場に來り、頭分を一々叱りて通り過ぎ、菅平右衛門の前に至りて叱責し、平右衛門に対して「腰拔」と呼び杖振り上げしより、平右衛門承知せず、『平右衛門が腰何時たりや』とて刀の柄に手をかけしより、高虎激怒し、腰刀に手をかけ抜打にせんとせしを、式部、勘解由押止め、平右衛門を退かしめたり。高虎怒り解けずして二人に預くるぞ、首打ちて出せと命じたり。然るに成瀬隼人、脇坂淡路守之を聞き、平右衛門を救はんとて來りて高虎に見ゆへしとの様子ありしかば、

之を知りたる高虎益怒り、自ら偃月刀を執りて式部が小屋に馳せ出さんとす、沢田但馬そは余りに軽々しと切に押止め、平右衛門を諭して自刃せしめ、これにて漸く高虎の怒は釈けたり。平右衛門は朝鮮役に水軍の一将として、高虎と共に戦ひし驍将一にして、関原役後領土を失ひて高虎に帰せしなるが、あはれ此くの如き無惨の最後を遂げたり、此の話種々に伝へて一様ならざるが、視聴混雑録の記する所は 要領右の通りなり。

3 節儉及理財

一 高虎自ら奉すること儉素なり、毎に左右に語れるには、朝夕の膳我意に愜はずとて怒り咎むる者も世に多けれど、盤中の飯は農民が粒々辛苦に成れるものにて、以て我が生命を続く禄となれるなり。これを粗末にして奉養の厚きを望むこと、驕奢の沙汰にして冥利に尽くべし。天道は畏れさるへからず。爾等之を謹めよとありけり。

(聿修録)

一 尾張の清洲に在陣の時、古鉄物店にて印判一個意に適したれば、代金も請求額より多

く与へて買取り、附近の薬師に参詣して十
二灯を献じ、此の印判終生使用すべしと誓
ひ、其の日より用ひ始めたりしが、此年加
増を受け家計頗る裕になり、後には虎の皮
の囊に入れて秘蔵せり、服部竹助此時高虎
に随行し、命により十二灯を献せし由物語
れりと云ふ。高虎の如字の黒印即ち是れ也

(開国遺事)

一 近習の士に月代剃る者なかりしかば、世子さかやき
大学助の従士真川市兵衛に命じ、其の都度
二百疋づゝを与へたり。二代將軍上洛に従
うて京都に滞在せし時、大学は槇島に在り

て高虎の四条の邸とは程遠く、真川を招くとも間に合はざれば、一銭剃と称する髪結職を召したるに、其の剃り方遙に巧にして心地よかりければ、高虎は井上十右衛門に命じて、十三石にて彼を召抱えたき旨申入れさせたり、然るに髪結職は仰せ忝けれと、老母と妻子とあれば十三石にては生計なりがたし、十五石五人扶持賜はらば御奉公申さんといふ。高虎、十右衛門よりの復命を聞きて、十五石五人扶持は平士一人の禄なり、それを剃工一人に給せんこと以ての外なれば見合すべしと命ぜり。此日近藤久右

衛門、同権右衛門の兩人、福島浪人久留島彦右衛門が程近き会坂街に侘住居せる由を高虎に告ぐ、高虎使者を遣して一万石にて召抱えんと伝ふ。久留島答へて曰く、旧主福島左衛門太夫が和泉殿と不和のことは公知の事実なり。某利祿の爲め故主の敵に仕へんこと義理に於て叶ひ難し、宜しく御断り申上くとのことなり。高虎聞きて扱こそ豪傑なり、惜しきことよとて断念せしが、数日の後久留島は紀州に辟されて一万石を給せられしが、是れ全く高虎が鑑賞の賜なりとて書状をもて恩を謝せりといふ。

(開国遺事)

一景勝征伐軍に従軍の途次、高虎尾州宮駅の本陣森田作蔵方へ立寄りしに、其頃作蔵は勤務の為め不在なりしかは、妻某に向ひて、空腹なり、何か喰ふべき物はなきかと求めしに、妻某答へて折節何もなし、これにても召し上り給へとて枡に餅を入れて差出す、高虎之を見て、面白き物を得たる嬉しさよ、向後我が紋にすべしとて之を喰うて立去りたり。角に星の紋は此れより出来たりと云ふ。

(秘覚集)

一何にても珍らしき一種到来の時は、酒井雅

楽頭、土井大炊頭を招く、酒井土井共に他の兼約を辞しても藤堂邸に來会するを常とせり、高虎夫妻とも台所に至りて、調理に念を入れるべき旨を厨吏に命し、会食には何時も高虎自ら上座に在りて、酒井土井を左右に坐せしむ、永井信濃守參会する場合も亦同し、鶴又は雁の汁の時は、二の汁は干葉に打大豆か、もづくの冷汁かの類なり、それに膾なますか刺身を添へ、煮物は大抵荒布あらめに田作香物共に五菜に過ぎたることはなかりき。

(開国遺事)

一高虎自身の小遣ひ金は千兩つゝ取りて掛硯

に納れ、深井半左衛門之を司り、支払毎に
面前にて取出す、払方を帳簿に記すること
は無用なりとて記さす、残金幾何と尋ねて
半左衛門に封緘せしめ、自らこれに封印を
捺すを常とす。正寝の掛札に用件を記せし
め置き、其の事件済みし時は之を抹殺す、
閑暇毎に伊賀の収支、伊勢の収支を点検す
べしと、臨時に奉行及手代を召し、点検後
は奥書、裏書して印を捺し、手代にも直接
に命を下すことあり。松寿院、大学助の賄
費計算も自ら之れを宰す、常に語りしは、
凡そ出納検閲を臣下に一任するは甚た宜し

からず、自ら臨時に点検するによりて、諸役人も油断せず、又私消するものもなきなり。油断し猶予して勘査を怠るが故に、(ママ)過失も発生し、能吏をも罪に陥らしむるに至るなり。大学にもこれを篤と心得置かせたしとなり。

(開国遺事)

一伊賀伊勢城和の収納を予算し、其の内藩士の知行切米扶持幾何、藩費幾何、家計費幾何と定めて、其の細目に至るまで一々予算額を立て、此の予定を超過する場合は厳に当事者を責めて一步も仮借せず、藩士の禄分に剰余あれば有能の士を召抱え、若くは

精励の士に増禄す、平素職を怠り若くは不

— 「みだ(る)」か。乱すこと。

謹慎にして士風を紊る者は之を放逐して、

新に良士を聘用す、故に藩士は皆操行を慎

み、人馬武具の貯蔵を欠く者なし、臨時に

知行米に剰余生せし場合は、奉行に命じて

売却せしめて一分金、豆板銀に替へしめ、

これを皮囊に盛りて邸中大広間に江戸詰の

小吏等を招集し、手づから之を蒔き散らし

て拾ひ取らしめたり。此かる時と雖も藩士

知行分の予算余剰は決して自身の費用には

流用せさりしと、四郎左衛門、兵左エ門、

彦兵衛等屢語れり。

(開国遺事)

一江戸詰公儀向に任ずる藩吏等は馬を持たざれば差支あるべし、それに付知行残高を取調べさせ、七八名も阿呆^一払を命じて剰余を捻出し、俄に八兵衛、十右衛門、五左エ門を召し、歩徒頭、奏者番、使番、大小姓等の知行高、給与額を取調べしめ、扱いふ様、江戸は国元とは違ひ馬飼に雑用かゝり、五百石以下にては難儀なるべし、其以下の士皆五百石に増し遣すべしとて、熊谷半兵衛合力米百俵、其外百五十石、二百石より四百五十石までの十七人、皆五百石になしたり、此く大袈裟なる増祿は、他の邸にも未

一江戸時代、武士の刀をとりあげ、または丸裸にして追放する刑。

た曾てなかりし事とて、其の日の中に江戸中の評判となりたりと、右三人の者、及監物、四郎左衛門、兵左衛門なども屢語れり。

(開国遺事)

一金錢多く蓄へたりとて米穀なければ国用足らず、依て三万俵宛毎年追繰にして貯蔵し、其の三年米を切米取りの中へ按分割渡すこととし、其の余は下米と称して町郷中へ貸付け、其の年中の高値にて計算し通貨にて返却せしむるの法を立て、津町中へも三千俵宛年々下米とせしが、町人之を喜ばず、間口割にせんにも實際返弁の力なきものに

多額の負担を命ずることも成り難ければ、
其の幾分を資産者に貸下ぐる事と定めたり、
資産者は二重の負担を困難とし、高虎の外
出を窺ひ鯉堀側にて直訴す、高虎之を城中
の法庭に呼び入れ訴状を検するに、六十三
人連署して二重負担の苦痛を訴へ、孰れか
一方を免ぜられたしとの趣旨なり。高虎曰
く、一応は尤なれど、斯程の事は守護者の
得分にして、爾等が義務として服従すべき
所なりと。然るに訴ふる者服せずして口々
に争ひ陳ぜしかば、高虎怒りて憎き奴共な
り、悉く太鼓櫓に幽閉すべしとて、朝五ツ

時より夕七ツ時まで拘置す。其の折節仁右衛門登城し、其の町人拙者正に預り申すへしといふ、高虎之を許し、厳しく拘留し置けと命ず。仁右衛門は彼等を召し連れ、邸前に至りし時、爾等は皆市内にて身元確實なる者共なり、逃走の虞なき事勿論なれば、自宅に帰り休息すべしとて解放せしかは、一同喜びて帰宅せしが、其の後高虎は之を聞きたるも何の沙汰なく、其儘事済となれりと、井上十右衛門、西島八兵衛語れり。

(開国遺事)

4 統御

一領国の政治、賞罰、藩士の黜陟、襲祿の処
分等家老には委任せずして、伊賀、伊勢両
国の奉行職に之を司らしむ、其の趣意は家
老職代々相続する間には不肖者も出づべし、
それ等が片意地に言ひ募りて政治を乱るこ
とありても、容易に排斥することならず、
或は驕慢にして私党を立て、威福を張りて
主人を凌ぎ、遂に主家を倒す場合もなしと
せず、そは其の身分重く権勢を有するが故
なり、されば家老は唯国の大事に参与する
に止めて、日常の政治は奉行に司らしむる

がよし、奉行は上に家老あれば権勢に驕り、不法の処置を為すこと能はさるのみか、弊あらは之を交迭せんことも亦容易なりと也。

又江戸へは家老一人も常詰をなす者なし、左京、喜之助、勘解由、主殿、内記其他幌の者交替に出府せしめ、貴客の接待、幕閣等への使番に至るまで皆此輩を使用し、未だ嘗て家老職を要したることなし。

(開国遺事)

一高虎在世中は、藩士死亡して嗣子幼少なる時は、十六歳に達する迄の間、親族中より軍代を立てしめたり。軍代なき場合は、或

一 室町時代以後、主君にかわって戦場に出て軍務をとる者。

は知行の幾分を減し、又は扶持切米を給して生長を待たしめたり。藤堂作兵衛は二千石を給せられ、数度の軍功ありて家老職をも命ぜられたるが、没後其の子与一郎病氣にて、軍代に立つ者なかりしかば、跡目千石に減ぜられ、与一郎死去し嗣子作兵衛十歳許りなりしかば、又減ぜられて五百石となりたり。三田村伝左衛門は父戦死の後を承けし家筋なれと、没後に嗣子幼少にて軍代を立つべく命ぜらる。堤新之丞は粉川以来の由緒ある者なれども、十六歳迄母方の伯父沢田甚左衛門軍代を務む。甚左衛門は

善き武士にて、新之丞十六歳に達せし時、家老職は尚其儘に為し置かんとする意向ありしを見て、甚左衛門は立退かんとする素振りあり、高虎其の義心に感じて、甚左衛門に別に三百石を給し、用意金三十両を与へて江戸詰を命じたり、此外軍代を命ぜられし者多くあり。其の本旨は藩士に禄を給するは兵役の為めなるはいふ迄もなし、騎士一人は大切なれば、馬にも乗り得ぬ幼童にては勤め難きこと勿論なれば、鼻肩の沙汰に流れて、軍役を欠かんこと大將軍に対して相済まざる次第なり、幕府にも既に此

の制度あるに、我亦此くするは当然なり、決して酷薄なるにはあらずとなり。

（開国遺事）

一藩士の辞して他に適かんと乞ふ者あれば、高虎は明朝茶を饗せんに来れとて、茶の席にて佩刀一を与へ、若し行先にて思はしからぬことあらば、何時なりとも立返れとて別を惜しみたり、一度去りて又立返る者には旧禄を与へて待遇少しも前に変らさりしかは、寛宏の主人よと其頃評判高かりき。

（老人雑話及藤村覚書）

一伏見に駐在せしめたる士の内、過失ある者

一 「はいとう」と読む。腰に帯びる刀。

五人を目付より申告す、其の三人は博奕、二人は島原の遊女に溺れて財産を蕩尽せし者なり。高虎其の博奕を為せし三人へは百日の閉門を申付けて、今後を慎むへき旨を申渡さしめ、残る二人は阿呆払に処したり。

扱言へる様は、博奕を好むは人に勝たんと
の利心あり、利を知りて身を亡ほすは罪す
へきも尚用ふへき所あり。色を貪るは人情
止み難き所なるも、女色に沈溺して武具を
も沽却するが如きものは度すべからず、斯
かる輩は決して勇胆あるものにあらず、世
にいふ女郎花なり

女郎花とは其頃の流行語に、
して無用の士を嘲る語なり

吾等之

を扶持せんこと家中の士に対して申訳なしと。
（太平将士美談）

一 たがいにこぼみあうこと。相手にたがいに寄せつけないこと。

一 高虎子息を戒めて曰く、臣下に賞を行はんに、今日行はんと思はゞ早速行ひ、今暫く見合はせてなどゝ其期を延ばすべからず、思ひ付きたる時に行ふも、其の者の心にては三年も晩きやうに思ふものなり、況や其の期を延引せば、其の者勤め甲斐なしと退屈して奉公を粗略にすべし、之を察したる主人は又其の速に賞せられざるを恚る不埒者よと憎む心生して、主従の感情は遂に扞格するに至るべしと。是れを聞く者以て名

言と為せり。

(洞津遺聞)

一高虎曾て曰く惜しげなく賞を人に与へし時の爽快は、猶多量に便通ありたる後の腹心地の爽快と相似たりと。是は或書に記する所なるが、恐らく前項の訓言を誤り伝へし所なるべし、されとも是れも亦妙喩にして高虎の語なりとするに足る明言なり

一高虎侍臣に語りしには、人或は其の妻に疎きは殊に情理に乖けり、妻は夫に身を委ねて仮令乞食となるも連れ添うて離れざるものなり、情義の重きもの是に過ぎたるはなし、それをば疎する程の者は、其人酷薄に

して人情を知らざる者なれば、頼みとするに足らず、心得べきことなりと。

(聿修録)

一高虎曾て執政の士に諭しけるは、人を使ふに禄のみを以てするならば、人は決して我に心服するものにあらず、知行は仕ふる者の当然受くべきものなり、主として当然与ふべきものなり、情義なくして知行のみ与へたりとて、主従の心の連鎖とはならず。苟も情義をこめたらんには、一言の下にも死士は得らるべしと。

(聿修録)

一深井主膳吉親の家に伝ふる高虎自筆の酒の

法度といふあり、其文に曰

酒の法度

一朝中しゆ　　小盃二ツ

一昼中しゆに　小盃二ツ

一ねさけに　　小盃二ツ

右の外無用候者也

元和七年二月　黒印

しゆぜんへ

こは吉親が豪酒を戒むるために訓規せしものにて、主従にはあれと、情誼は父子の如し、又百々太郎兵衛、馬淵半右エ門に与へて諸士の灸治を勧めたる書に、左の如きも

のあり。

番明藤堂勘解由歸り候間令申候

一主殿煩ひも兎角灸にて無之候は、根切
は在之まじく候間油断なく灸を可仕候
灸たゝり可惡候は、可為時節と可存候
事

一仁右衛門なとも無油断灸を仕り可致養
生候事

一先書にも如申候向の灸を仕候てそれあ
しく候は、無是非次第候××××不明××××氣
ずいを申灸を不仕無養生いたし候は、
たれ／＼によらず跡を立申間敷候間其

通伊賀伊勢諸家中へ相ふれ可申候

右之通何も可申触候其元耕作売米火用
心由断あるまじく候猶かげゆ可申候也

いつミ

卯月十八日 黒印

百々太郎兵衛殿

馬淵半左衛門殿

此外家中一同に對して、女房狂ひを戒め、
節儉以て借財を返済すべき旨を諭したる訓
達あり、情意慤懃、老親が青年子弟を懇諭
するが如き文辭にして温情流溢するものあ
り、以て其の主従關係の濃厚なりしを見る

べし。

一高虎の時代にや、或夜鰯堀にて網打つ者あり、目付等取調ぶるに藩士中の或者の所為なるべしとて、藩士所持の網に渋ひきたるものを点検し、それを証拠に犯罪者を取糾さんとす、これを聞きたる藩士等出漁せしと否とに拘らず、尽く渋ひきたれば却つて糾明に困難となり、遂に其儘となりたり。高虎之れを聞きて快然として毫も目付を責めざりしといふ。

(洞津遺聞)

5 報恩

一関原戦前高虎の不在に乘し伊予に一揆起りし時、藩士芦尾庄九郎、一揆の大將三瀬大兵衛とて強力の者を討取りたり。此の芦尾といふは織田七兵衛信澄が子なり。信澄は信行の子にて信長には甥なりしも、親愛せられずして磯野丹後守員正が養子となり磯野七兵衛と称しけり、高虎少時員正に仕へて家老たり、七兵衛は其の主筋なりしが、後大阪に於て害せられ、二歳の男子ありしを母の懷に隠して高虎を頼み来る、高虎此子を労はりて成人の後、本意ならねど時勢

に従ふ習なればとて、家来として芦尾庄九郎と名乗らせける。後二代將軍秀忠の息女の秀頼に嫁するや、庄九郎の母は明智光秀が女にして才能ありければ、上臈一になりて息女に附従ふ。此の縁故により秀頼は庄九郎を召し出して百人扶持を給し、織田主水正と改名して左右に仕へしめたり。

(合戦誌記)

一磯野員正昌の子孫は高虎之れを召して禄を給し家を立つ、其の家系は廃藩の時まで存せり。

一天正(天正) ■ 中高虎、尚、与右衛門と称して放浪

一 「じょうろう」と読む。年功を積んだ、地位・身分の高い人。

せし折、山科の桜井林佐の家に一時身を寄せけり、或日途中にて無礼を為したる農民を斬りしに、之を見たる山科の農民群起して高虎を包囲し、流石の高虎も持て余して林佐の家に遁げ入り、群衆後を逐うて桜井方に迫り来りしを、林佐百方宥め賺して群衆を退散せしめられたれば、高虎僅に虎口を脱して他に赴くを得たり。後ち高虎の津城主となるや、此の恩を思ひ出で、林佐を五百石にて召抱えんと言ひ送りしに、林佐は之を辞し、『左までに思召し給はんには、

我等子孫が零落の際に御救ひ取り給はりた

し』と申出でたり。高虎快く承知し、次代へ語り継がせて何時にても扶助すへきものと約し、林佐の子利右衛門、平右エ門の両人に面謁を許し、数通の黒印をも渡したり。

後代文化年中 林佐の後系へ年々白銀五枚下賜の辞令を発せしことあり。又文政四年に津城下の渡辺某といへる医師より、桜井家の戸主零落の上重病且相続なきに付、自分とは同家と親族なれば家名を相続したしとの旨を出願し、詮議の上願の通り許可せられたり。（町年寄伊藤又五郎日誌に拠る）

6 公明

一寛永四年正月会津若松の城主蒲生忠郷没す。
忠郷は高虎の女婿なりしが、嗣子なくして
国除かる。將軍高虎に詢りて曰く、会津は
治め難き地と聞く、殊には奥州の要鎮なり。
誰れをか爰に封ぜんかと。高虎対へていふ、
会津は諸民上下貴賤をわきまへずして、物
に怖れずと承る。勇武老実の人ならでは鎮
し難し、諸將孰れはあれど 只今加藤左馬
助嘉明に過ぎたる適任はあらじと。加藤は
朝鮮陣以来高虎とは不和義絶の仲合なれば、
將軍は高虎が能く私怨を忘れて推薦したる

公正に感じ入り、やがて移封の命を下せしかば、嘉明は予州松山十九万石より一躍して四十万石となり、松山を辞して出府し、高虎が推薦と聞きて余りの忝さに高虎の居館に参向し、年来の不和なるに、意趣を捨て、推薦を賜はり、会津の守護となり得たること、家門の光榮之に過ぎず、御分の厚恩謝するの辞なし、只御膝を抱くまでなり、願くは旧怨を棄てて末契に託することを得ば幸甚なりといふ。高虎対へていふ様、推薦は公事、不和は私事なり、御辺が生得の智勇を有りの儘將軍へ申上たるに、將軍の

明鑑にて選抜に中たられたる段喜びに堪へず、今後憾を釈てて好を修めんとの貴意は固より願ふ所なりと。加藤大に喜び、世子大学助にも面晤一を求めて世講の盟を結び、盃酒款洽して辞去しけり。

(言行録及聿修録)

一伊予町年寄加藤甚右衛門の由緒書に右の事に関して記して云く、加藤の元租甚右衛門は嘉明か妾腹の子なりしか、命に背く事ありて減禄の上、伊予松山の近郷に蟄居を命ぜられ、山林の支配を許されたり。この甚右衛門生来酒を好みけるが、隣領藤堂の士

一 「めんご」と読む。会って話すこと。面談。

に醸酒に妙を得たる者ありて、此者によりて美酒を製するの法を伝はり、これより陰に藤堂家に志を通したり。或時藤堂家にては今治の普請に木材杉皮等を多く要し、甚右衛門に就きて之を求め、廉価に買入ることを得て喜びたり。然るに嘉明之を聞きて、勃然として怒り、我と不和なる藤堂に良材を送ること奇怪なり、討取りて首を持ち来れと討手を遣す。甚右衛門之を知りて藤堂領の庄屋に駆込み、其の由を告ぐ、高虎聞きて窮鳥懐に入れは獵夫も殺さす、甚右衛門をかくまひて彼に獲さすなと命す。嘉明

百方搜索すれども甚右衛門を獲ずして益怨
めり。されば今度会津転封の恩を謝して高
虎の釈怨を求めける時、何なりとも某に御
望みあらは敢て背くまじとありければ、高
虎は甚右衛門に対する勘気赦免を求めしに、
嘉明余事は命の儘なるも、此事ばかりは応
じ難しと対ふ。高虎さあらんには前来の如
くに今後とも義絶たらん。修好の求には我も
亦応じ難しとありければ、嘉明も遂に黙止
しかねて、然らば甚右を貴方に差置かれん
を異議申立てまじ、但し士分には御取立な
き様と譲りたれば、高虎も承諾あり、扱て

こそ甚右衛門は一時代官職ともなりたるが、伊予町の年寄を命ぜられて町住居し、扶持は給はりたれど、土籍には入らざりしなり。

一黒田筑前守長政の噂を、斎藤与三右衛門といふ人高虎に語りければ、高虎叱りて、筑前守と我等と仲悪しきことは皆人の知る所なり。仲悪しき相手方の事を悪しざまに言はゞ、我等喜ぶべしと思はるゝにや、左様の心得甚宜しからず、総て仲悪しき人の事は善悪とも一切語らさることと我等は心得居れりといへり。

(西島留書)

7 献替

一高虎深く家康の意に叶ひ、又秀忠も世に頼もしく頼み思ひて、父に申出でんとする事も、多くは高虎して伝へしめたり。高虎は老後まで將軍に侍し、政務をも議し、諫むるにも憚りなく力を尽くせり。終身の恩遇他に殊にして、賜賚の品数ふるに違あらず。家康、秀忠、家光の三代より給はりたる感書并親筆の書数通ありて家に伝ふ。其の親書の趣は懇意他に異なる故、常人の知らざること多しとぞ。

(徳川実記)

一家康、酒井雅楽頭、土井大炊頭、永井信濃

守を以て二代將軍に告げしめしは、古人の申す事は益多きものなり、夜永の頃は藤堂などを召しよせ、夜話しなど然るべからんとなり。秀忠も予てより思ひ付き居たる事なれば、忝き御心付けと請けて、それより後は月に四五回づゝ、酒井、土井、永中の内一人又は二人を参加せしめて高虎を招く。

初回到秀忠は天下太平の世に於ける第一の緊要事件は如何と問ふ。高虎対へて云く、不肖文学に矇く、何事も弁ぜざれど、試に申上げんに、第一人を鑑識すること是れなり。大軍を引卒するに紀綱叙ありて整にし

て暇ある大勇の人は、以て大将に任ずべし、
一方面を担当して能く其の部下を統御して、
各其の力を尽くさしめん程の者を見立てて
部将とすべし、能く弓銃手を率ゐて機を見
て発せしむる者は隊将と為すべし、才力は
足らざるも律義に其の場所を守りて死なん
士は、行伍の兵として先鋒にも中堅にも用
ひて信任すべし、武人としても器量に此く
大小あり、扱太平の時代となりては、廃れ
たるを興し、賞罰公明、民衆の倚信を得て
大国を委任するに足る者もあり、或は一郷
一郡を宰して能く之を統治するものもあり、

土木建築の事に精通して、費用を節し工事を成し遂ぐる者あり、会計吏として廉直慎密能く計算を誤らざる者あり、其外の人才各其の適任を適所に置きて、其の能を尽くさしめは、天下を治むること難きにあらず、

それに付最も緊要なるは、人の上たる者は人を疑ふ心あるべからず、若し上として下を疑はゞ、下も亦上を疑ふ心を生じ、上下交も疑へば人心離れて一和せず、然る時は天下の主も独夫となり、大事あるも死を効すものなからん、蓋し上として人を疑ふ心あらは、姦邪の徒必其の隙に乗して讒言競

一 「ぎんげん」と読む。他人をおとしいれようとして、事実を曲げ、また、いつわって、あしざまに言うこと。

ひ興り、大智大勇の人をも失はん、且姦邪の智は常人よりもすぐれ、与党を作り、互に力を併せて進みて惑乱を事とす、されは古来讒人の世を乱りし例も多しと承る、よく／＼賢察あらせらるべきかと、秀忠傾聴して如何にも大切な事なり、大炊、信濃は如何に思ふぞとありければ、二人答へて、書籍上より学者は種々のことを申せとも、只今藤堂が申す所程手近くして、而も肝要の事はなしと考ふといふ。其の翌日高虎は家康の尋によりて右の次第を述べしに、家康嘆賞一方ならず、数日を経て僧天海、崇

伝に向ひ、藤堂が將軍に申せし次第は伝へ
聞きつらん、如何に思ふぞとありければ、
両僧は藤堂の言要領を得たり、彼こそ生れ
ながらの大学者なれと対ふ……

(開国遺事)

一家康嘗て曰く、天下の主たる者にても勉め
て知るべき芸二あり、馬術と水泳なり、こ
れは人に代理せしめかたき場合あり、又大
切なるは馬と米なり、扱又刀の鑑識なけれ
ば、腰間に帶しなから新刀古刀の別も知ら
ず、鋭鈍の程も知らず危険なる事なり。此
事夜咄に秀忠に伝へよとなり。高虎畏りて

秀忠に告げしに秀忠深く感じ、それより後、馬術、水泳術に励精し、又本阿弥を召して鑑刀術をも学修せり。
(同前)

一家康又嘗て曰く、武士は武勇を第一とすと雖も、武も過ぎたるは臆病よりも劣ることあり、武田四郎勝頼長篠に出動せし時、我れは柵を植ゑてあしらひしを彼は剛勇を恃みて焦急に攻め掛かりし故忽ち敗亡せり、彼にして若し臆病なりしならんには、老功の家老の意見を用ひて持重すべく、さあらば容易に敗亡せさりしならん。されは武勇を一途に恃むは畢竟身を滅すの基なり。扱

又天下を治むる道は慈仁に如くはなし、されと慈仁も過ぐれば酷なるよりも悪しき事あり。例せば武家の作法も忘れ、武技の嗜みもなく、人馬をも蓄へず、女色に耽り、身持放恣一なる者をば、上に対してはさしたる罪もなければとて、其儘さし置きたらんには、それを見習ふ気随者二多くなり行きて士風委靡三し、兵鋒軟弱となるべし、是れ実は大なる罪なり。かゝる冥加四に尽きたる士は、見懲しの為め両三人も其の理由を示して厳罰せば、旗本一般に覚醒して士気緊張し、武家長久の基となるべしと思ふ、和泉

一 勝手気ままで乱れていること。

二 自分の思いのままに振る舞うこと。

三 気力がなくなること。

四 神仏に見放される。

は如何か考ふるかとあり、高虎仰せ誠に御尤と答へけるに、然らば此事夜話の節將軍に告げよとなり。高虎承りて將軍に語れは、誠に金言なりとて自ら筆記して保存せらる。高虎其の由家康に語りしに、秀忠斯ばかりの事を知らざる者ならねど、孝心深ければ筆記して保存せしならん。其の心入感に堪へずとの事なりき。斯くの如く家康の意を承けて夜話に秀忠に告げしは一再ならずと、高虎が三宅亡羊に語りしを、亡羊書き留め置きたりとて、それを示して物語りありたり。

(同前)

8 文藻

一高虎の晩年、左右に侍せしは大友道珍、角田卜祐、八十島道除、日畑宗悦、玉置卜齋、三宅亡羊、菱屋、十二屋、進藤久右衛門、同権右衛門、其外公儀の役者共日々伺候せり。脇坂淡路守屢來訪して夜話あり、藩士中の老年者高禄少禄の別なく手近き者より順次五六人宛召出して夜話に侍せしめられしと、兵左エ門、彦兵衛など屢語りき、脇坂淡路守一夜來邸し、翌朝雲雀に書状添へて送り來りしかば、其の返簡の末に、

武士のすゝむこゝろをすゝみなき

ひとこそしらね知る人は知る

と題して送れりと、西島八兵衛語りき。昨
霄の話に關しての感懷を詠ぜしにやと侍臣
等語り合ひし由なり。之に付林羅山に左の
詩あり

藤堂君泉州太守有倭詠一篇薰誦之則云
友直云無偽蓋述其所思者乎可以敬焉豈
翅弄風月慕艷麗之流哉脇坂牧勸余使和
之因撫其末句之一字以為韻遂綴卑詞一
絶而獻之云爾

一首倭歌聴始奇 雅風入筆掃淫詞 丹心

久為報君国 封国功名拳世知

右羅山文集四十三に見ゆ、韻礎の知の字序
文によりて右の歌の和韻と察せらる

(開国遺事)

一 高虎の発句

しら旗や花咲く山の一備へ

はげ山の雪やきんかの綿帽子

花を見よ花に心を取らるゝな

よい気味や氷の解けてながれ川

右の句は高虎が下城の途中、かね／＼心に
思ひし事の今日十分に達せりとて、上機嫌
にて八十島道除に向つて吐きけるなり

鳴け聞かん我か領分のほとゝきす

此句正宗に語りければ、古今無類の由、再三感しけり。さらば此の発句にて百韻して正宗にも見すべしとて、道除に脇をなすべしとあり、道除わきの句

よこにふせうとまゝの夏山

とつけしに、これこそ八十島一代の名句ぞと感賞して、高虎第三の句

峰の松大まさかりか見しらせて

と詠み、それより両吟にて夕食後より初更一の頃まで、西島八兵衛執筆して百韻成る。

翌日脇坂淡路守来訪ありしかは、一覽に入れしに一方ならず感心し、書き写させて持

ち歸れり。後日に淡路守来邸ありて、彼の百韻花の本昌琢に見せたるに、古今あるまじき活作と頭を振りて感じ入り、句作の練想に資するに足るとて、写し取りて持ち歸りしと告ぐ。高虎聞きて、孰れの句を左まで賞賛しけるにや、いつにても隙あらは、花の本を招き両吟せんものと語れりと、西島八兵衛の物語りなり。（開国遺事）

一右の百韻 古記に見ゆ、次の如し

なけきかん我か領分のほとゝきす

よこにふせうとまゝの夏山 八

嶺の松大まさかりか見しらせて

芋こそ頭巾て火をそ焼きける 八

こはいひや一石はかりひしぬらん

旅人いとふ茶屋のこしかけ 八

暁の月東西南北とつちかは 八

瓢単こしに秋のふらめく

山からのぬくるも知らぬうつけもの

かきふんとしのぬらりぬら／＼

六十にまさりて尻やめさるらん 八

旦那の事をいふは八十島

伽させてわかまゝなるもゆるす也

かたしけなしとかしこまりける 八

夢のつけ是は扱とてむくとおき

側をさくれとかみきれはなし 八

うその名やふくりはしはと玉斗 八

穴から穴へありのとはたり

小気もの何にたとへんやうやある 八

よき大将は優にやさしき

御手の内日本国の花も月も 八

春は関東とりわけて江戸

道灌か昔は遠き一かすみ 八

北条なともちくりでかいた

民の苦をとうて廻れる執行にて 八

露にぬれしとからむ岩穴

にえゆをや秋の空からこほすらん 八

野分の風に葉缶とふ　？

月の為かばゝか庇に板もなし

夜寒のつゝれ侘しかたしく　八

ひねらんと蝨も寝せす我もねす　八

此小せかれは小坊主にせん

細腰にさすへきやうもあつてこそ

貧乏神のさわいたるあと　八

むこけれと世帯しらすを追出し

耳に残るは彼のりんき声　八

眉目わろかひしけた鼻をいかりし

おのれひとりのもつたむすこか

何故そてらぬ時にも日傘　八

往来の人をよふところてん 八

汗入てかきそかたひら風涼し

竹簀戸くゝり秋は来にけり 八

仕寄場の番をも月のかてばこそ

手柄のほとを名乗るかりかね

しら雲に／＼又しら雲に 八

山はよしのをにけのきて花

棄られて静かすかたのとならす 八

長刀たをし見とむない春

鎧持は赤鬼のことくくつわ髭

脈うかゝふもいしやはちよつこり 八

又しては井筒の能をこはしけり

一むらすゝきふかき感情 八

馬車せし豊国のもとの秋

月に消えゆく高麗の雲 八

しほよしと四十八里に帆をあけて

半は陸路御のほりの時 八

おれか名は金のし付や名のるらん

たんだら筋も世にかくれなし

か賀ものとそちはしらすや染手つな 八

大杉原は播磨てもすく

赤松といへとも黒き筆の跡 八

かどある心なせに円心

よき異見過分至極と合点して 八

博奕こかねは只うかりひよん

ものもいはす市のかりやの片隅に 八

人たけほとにつくる大黒

五六尺ゑひすは絵像よこ物に 八

糸てつつたる一折の鯛

使者ふりはかうと口上からへりぬ

彼青表紙せんしてやのむ 八

弟子共か小遣金子舞わけて

下されにけり二千石つゝ 八

物めかしほしろこひんの物頭

輿副出る月のゆふくれ 八

契にはいむへし秋と夜這星

露の情のつゆもいやなり 八

甲乙人花にとふとも宿かすな

掟は天下一同の春 八

御慶とて軽薄らしき遣ひ太刀

わかやくといへはまことかとおもふ

世上皆常盤の松をほしかりて 八

何木うへてもものらぬ島崎

砕ては湊を叱る船頭等 八

日和得見ぬはかくしてそ居る

冴たるに定めて月の孕歌 八

酒のかためは腹に一杯

名を得たる大餅喰も喉につまり

つかひへらしてかろき腰錢 八

鈴木殿七十五日下らるゝ

あつたら魚のしほくちにけり 八

何そかそさかして見ぬる棚のすみ 八

油断を見せぬ台所人

朝御膳六ツ半時と御定に 八

やくに立すは長寝するなり

ものことにはやしわるしは大事なし

待退屈や花も遅きは 八

霞さへつよき余寒におそへられ 八

より棒もつてまた残る雪

くゝりなき事を山よりかさ高に 八

分別ふくろは老人にこそ

9 雑事

一 高虎登城の際には、腰掛にかゝりて侍臣に衣紋をつくろはせ、襟に小さき種々の散らし紋染付けたるを好みて着せりと、横浜内記語れり。
(開国遺事)

一 高虎大切の事件を考慮するには、未明に起床し、衣裳を整へ、両刀を帯し、正座して思念を凝らせり。帯紐を解きくつろぎて、平臥などしては思慮放慢にして、大事は決し難きものぞと左右に語れり。

(西島留書)

一 高虎の信仰せしは観音と地藏となり、紀州

粉川に在りし時にも地蔵を祀り、伊予にては出石の観音、後には伊勢国津の観音を信仰せり。
(同前)

一 地蔵尊を信仰せしとの伝説に云く、元来藤堂といへる姓は辻堂の如き小堂に藤の纏ひ居たるありて、其処にて高虎は誕生せしなるが、其後何時ともなく彼の地蔵尊失せたるが、
(ママ) 然るに後に高虎人にすくれたる武功ありて立身しければ、郷人皆驚きて、これこそ失せたる地蔵尊の化身なるへしと噂し合へりとの事なり。然るに関ヶ原にても地蔵堂に着陣し、八尾合戦にも地蔵堂に陣取

りて高名せり。此等を思ひ合すに高虎が地蔵の化身たること愈疑なしと、或時代には信せし者もありしにや、此の事高虎の事を記せる書に屢記せらる。